

神戸市立中央市民病院整備運営事業 入札説明書等に関する質問及び回答

平成18年11月15日から平成18年11月24日までに受け付けた「神戸市立中央市民病院整備運営事業 入札説明書等」に関する質問に対して回答します。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
1	入札説明書	第2対象事業の概要等	1事業の概要	2	既存の病院で働かれている方々に関して質問させていただきます。 本事業の実施にあたり、今までは神戸市の職員やそれに準じる立場の方々が担当されていた業務が事業者側に移行しますが、神戸市はこれらの方々を事業者が受け入れることを希望されているのでしょうか。 また有能な人材を事業者が受け入れることは、条件が整えば、可能と考えて良いのでしょうか。	前段については、市として特に希望しているということはありません。また、後段については、事業者側の人材確保策に関するものであり、市がその可否を判断するものではないと考えます。
2	入札説明書	第2対象事業の概要等	1事業の概要	4	外来患者数約2,000人/日には放射線科の一般撮影・透視の患者数は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	7	ウ協団法人の選定では、「なお、医療情報システムの構築・運営・保守業務を行う協団法人の選定については、SPCが市と協同で行う「医療情報システム要求仕様書」の作成後に行うものとし、その条件等の詳細については要求水準書を参照すること」とありますが、協団法人の選定方法について具体的にご教示下さい。例えば、協団法人の選定は、SPCが実施するのでしょうか？または、神戸市殿が一般競争入札を実施するのでしょうか。	要求水準書(総則及び統括マネジメント業務関係)P13「第2 1ウ(エ)SM業務」に記載のとおり、医療情報システムに関する協団法人の選定は、市ではなくSPCにて行っていただきます。具体的な選定方法については、事業者からの提案に基づいて、市とSPCとで協議のうえ決定いたします。システムを使用する病院スタッフの意向も取り入れられるような方法の提案を期待しています。
4	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	7	「代表法人は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、原則として、これを期間中、維持しなければならない」とあります。 追記された「原則として」に含まれる意図は、SPCに不足の事態が生じた場合のみに限定されるのではなく、長い事業期間内において発生する神戸市並びに事業者の事情に配慮し、SPCの運営が健全な状態においても(神戸市側に不利益がなく、市の承認が得られる場合)、その事情によっては議決権が増減することを認めるとの解釈で良いのでしょうか？	基本的にご理解のとおりです。SPC内における代表法人の統率力を担保するためには、基本的には過半数の議決権保持が必要であるとの認識は変わっておりませんが、長い事業期間の間で、SPC全体として、各事業進捗段階に応じた最適なマネジメント能力を発揮していただくためには、ある程度の議決権割合の変更が必要となることも考えられるため、市の承認を前提としたうえで、「原則として」の文言を追加記載したものです。
5	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	8	平成18年8月公開の、実施方針P7カ応募法人等の変更及び追加での記載内容に、「なお、名前の明示が義務付けられていないその他の業務を行う予定の協団法人を入札書類提出時に明示した場合も同様とする。」が追加されて、平成18年11月公開の入札説明書P8カ応募法人等の変更及び追加への記載内容となっています。今回、上記文章を追加したことにより、4業務以外のその他の業務を実施する協団法人についても、提案時に名前を明示した場合は、変更ができないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、ご質問にある記載内容は、入札書類提出時に、4業務以外の業務を実施する協団法人の明示を義務付けているものではありません。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
6	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	8	才複数応募の禁止応募法人、応募グループの構成員及び、これらのいずれかと資本関係のある者(親会社・子会社)は、他の応募法人等…になることができないとありますが、この件に関連することになるかと思いますが、物流管理業務・医療関連サービス業務・移行支援業務等を受託した協力法人は、市側で購買する業務物品の調達業者にはなりえないのでしょうか。また協力業者と資本関係にある者(親会社・子会社)が、市側で購入になる物品・機器等の調達における入札等で制限をうけることはあるのでしょうか。またもし制限があるのであれば、こういった条件をクリアすべきであると考えておられますか。(たとえば、株式比率の割合など会社の議決権のない関連会社など)	調達する物品・役務等の種類や協力法人の業務との関わりなどから、個々の入札等において判断すべきことであると考えています。利益相反となるような場合は、当該入札等には参加できませんが、入札等の公平性・競争性が十分に担保できるものであれば、入札等に参加していただく可能性もあると考えています。
7	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	8	応募法人、応募グループの構成員及び入札書類提出時に名前を明らかにしなければならない協力法人の名称(社名)変更が生じた場合は、任意書式による通知などの手続きを取れば宜しいでしょうか。また、そのような変更がある場合は、市の工事請負競争入札参加資格又は物品等競争入札参加資格について社名変更手続きを行っていただければ、資格要件は満たしていると理解して宜しいでしょうか。	前段については、様式901「応募者変更申請書」及び様式902「構成員変更表」を代用して下さい。同様に、協力法人については、様式904「協力法人変更申請書」及び様式905「協力法人変更表」を代用して下さい。後段については、ご理解のとおりです。
8	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	9	3(2)及び(3)応募者の入札参加資格要件において、各運営業務に対し、参加資格の条件がございませんが、記載の参加資格要件を満たしていれば、参加可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、入札説明書P7「第23(1)ア応募者の定義」に記載のとおり、応募者は、SPCに出資を行うとともに、統括マネジメント業務を行うために必要な人材を提供することが必要であることにご留意ください。
9	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	9	応募法人及び応募グループの構成員についての基本的参加資格要件は、市の工事請負競争入札参加資格又は物品等競争入札参加資格のいずれかを有した者であるということが条件のひとつにありますが、もしいずれも取得していない場合、いつまでにその資格を取得していなければならないのでしょうか。また市へ取得申請をすれば、資格制限等なくすぐ取得することが可納でしょうか	ご質問の件については、平成18年12月9日に公表した「神戸市競争入札参加資格の申請について」をご参照ください。
10	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	10	落札者決定後から事業契約締結までの間に構成員の一人が参加要件を満たさなくなった場合は、ウ(イ)と同様の取扱いと理解して良いでしょうか？	落札者決定後から事業契約締結までの間に、応募者が参加資格要件を満たさなくなった場合に関しては、その理由や該当する法人のSPC内での役割などを考慮した上で、市の社会的道義的責任及び市民に対する説明責任などから、ご質問にある入札説明書P10「第23(2)ウ参加資格の喪失(イ)」と同様の取扱いも含め、適宜判断していきたいと考えております。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
11	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	11	平成18年8月公開の、実施方針P10(3)協力法人の選定要件A選定要件に記載されていた「統括マネジメント業務についての支援」という記載が、平成18年11月公開の入札説明書P11(3)協力法人の選定要件A選定要件では削除されています。これは、前述(2)イに定める応募者の個別参加要件が、設計業務、建設業務、又は工事監理業務における個別参加要件であり、この中では、「統括マネジメント業務についての支援」は何も定められていないため、この選定要件から除外されたものであると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	11	平成18年8月公開の、実施方針P10(3)協力法人の選定要件ウ入札提案書に明示した協力法人の変更に記載されていた「統括マネジメント業務についての支援、設計業務、建設業務、工事監理業務を行う予定の協力法人」という記載が、平成18年11月公開の入札説明書P11(3)協力法人の選定要件ウ入札書類提出時に明示した協力法人の変更では、「業務実施予定の」に変わっています。これは、入札書提出書類時に名前を明示する協力法人の対象が、4業務だけでなく、その他の業務を行う協力法人も含まれることを明示頂いたとの理解でよろしいですか。	ご質問の文言変更は、4業務以外のその他の業務を行う協力法人であっても、入札書類提出時に名前を明示する場合には、原則として変更できないことを明示したことに伴うものです。No.5の質問及び回答をご参照ください。
13	入札説明書	第2対象事業の概要等	3参加資格等に関する事項	11	協力法人の選定基準日は、施工者ならば工事請負契約締結日等、常識的な範囲でSPCが設定したものであれば、貴市は承認するとの理解で宜しいでしょうか？	協力法人の選定日については、事業者から提案される協力法人の選定方法・スケジュール等に基づいて、市とSPCとの協議によって決定するものと考えています。
14	入札説明書	第2対象事業の概要等	4入札参加資格の審査手続き	11	資格審査書類は、何部ご用意したらよろしいでしょうか。	様式集P2「1. 提出書類一覧表」に記載のとおりです。
15	入札説明書	第2対象事業の概要等	5入札手続き	13	入札金額の算定条件の詳細はいつ頃公表されますでしょうか。	本回答と同時に公表する追加資料「1入札金額等の算定方法について」をご覧ください。
16	要求水準書(別添1-1)	第1総則1事業の概要	(3)公共施設等の管理者	1	SPC内部の実施体制に関しては詳細に規定されていますが、病院サイドの実施体制や病院とSPC間での調整方法についての記載がございません。長期に亘る事業を安定的かつ継続的に実施するには、病院サイドとSPCのスムーズな意思疎通が不可欠と考えており、両者の相互の意思決定手段をご提案するためにも、貴市と病院サイドの実施体制および意思決定の流れをご明示願います。特に、独立行政法人等、公共施設等の管理者が変更された後の、病院サイドの実施体制について貴市の考え方を併せてご教示下さい。	新病院における病院サイドの実施体制については、「新中央市民病院基本計画」で示した新病院の果たすべき役割や、要求水準書等で示した各部門の機能や各業務における市の分担業務を踏まえた十分な体制となるよう、現病院の実施体制を基に検討を進めているところであり、人員配置等も含め、最終的には開院の前年度に決定する見込みです。運営形態や意思決定の流れに関わらず、民間事業者に求める役割は要求水準書等でお示ししてあるとおりであり、公表資料に基づくご提案をお願いしたいと考えています。また、市の考え方の変更等によって要求水準の大幅な変更が必要となった場合には、事業契約書(案)等に示した記載に従い、PPP会議等で適宜調整を図りながら、協働で事業を進めていくものと考えています。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
17	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	8	統括マネジメント業務はその性格から市の事務局との業務区分が最も不明確な領域であり、費用負担区分も認識の差が大きく違ってく部分でもあります。支援という主従関係が運営段階で最も不明確になりがちな領域ですので、他の運営業務と同じく業務区分表、費用負担区分表などで一定の方向性を示してください。	統括マネジメント業務は、事業者が行う業務の取りまとめを行うものであり、業務範囲及び費用負担については、要求水準書にお示していただいております。当該業務については、要求水準書以上の提案を期待しております。 なお、本回答と同時に公表する追加資料2「広報支援業務に関する追加資料について」を併せてご参照ください。
18	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	9	ウ事業者の実施する業務でPM、CM、FM、OSM、経営コンサルティングとありますが、これら業務を兼務する組織構成は認められますか。	ご理解のとおりです。なお、各事業の進捗段階に応じた最適なマネジメント能力が発揮できる体制を期待しています。
19	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	10	(ア)c(d)広報支援における、ホームページの作成・更新・運営における費用負担区分は、市・事業者のどちらになるのでしょうか。パンフレット・リーフレットの作成業務における費用負担区分は、市・事業者のどちらになるのでしょうか。事例(1)病院案内(2)入院案内(3)病院案内(4)その他、必要となるものを明示いただけませんか。	事業者は市民・患者・院内スタッフ向けの効果的な広報手段、内容(デザイン含む)等について提案、助言、調整等の人的及び技術的支援を行い、市はこれらの提案を受けて内容、種類、回数等について決定するものとします。なお、市が決定した広報作成物についての印刷・製本代等の実費については、原則として市の負担とします。ただし、開院時におけるホームページやパンフレット等の作成物については、これにかかるホームページ作成費、印刷代等の実費についても事業者の負担と考えています。 市が現段階で想定している開院時における広報作成物については、本回答と同時に公表する追加資料2「広報支援業務に関する追加資料について」に示すとおりですが、より優れた提案を期待しています。
20	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	10	(ア)c(d)広報支援における、広報誌・機関紙等の作成物における費用負担区分は、市・事業者のどちらになるのでしょうか。定期的に作成するとされていますが、年何回程度を想定されているのでしょうか。	No.19の質問及び回答をご参照下さい。
21	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	10	(ア)c(d)広報支援における、市が行なう広報業務等の支援における、視察等の目的による見学者への配布資料等の作成物における費用負担区分は、市・事業者のどちらになるのでしょうか。年間における見学者は何件程度を想定されているのでしょうか。	No.19の質問及び回答をご参照下さい。
22	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	10	(ア)PM業務 - c市との協働関係の構築 - (d)広報支援 「各種広報の支援を行うこと」とありますが、事業者業務はあくまで作成支援であって作成は市の業務と考えておりますので、パンフレット、リーフレット、広報誌、機関紙の印刷費用やホームページ用に社外レンタルサーバを利用することになった場合のサーバ利用料金などは市負担という考え方でよろしいでしょうか。	No.19の質問及び回答をご参照下さい。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
23	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	11	(イ)b(c)進捗管理におけるリハーサルについて、時期・回数 内容等についてお示ください。	業務水準を満たすために必要となる適切な回数、時期、内容等をご提案いただくことを想定しております。
24	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	12	計画修繕の実施内容に関して別途定める「計画修繕業務の実施にかかる覚書」に基づき市と協議するとありますが、この覚書とはどのような位置づけおよび内容でしょうか。	本回答と同時に公表する追加資料3「計画修繕に係る業務の実施に関する覚書(案)」をご確認ください。
25	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	12	(ウ)FM業務c計画修繕の計画、設計、工事監理等 「計画修繕業務の実施にかかる覚書」の案文をご提示下さい。	No.24の質問及び回答をご参照下さい。
26	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	ウ事業者が 実施する 業務	12	「計画修繕業務の実施にかかる覚書」の具体的な内容についてご教示下さい。	No.24の質問及び回答をご参照下さい。
27	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	工事業者が 負担する 費用	15	統括マネジメント業務に関して、事業者は本業務に係る全ての費用を負担するとありますが、広報支援業務のパンフレット・リーフレット及び広報誌・機関紙作成業務は作成に係わる人的コスト負担であり、印刷・製本代は別途実費払いとして市の負担と考えて宜しいでしょうか。	No.19の質問及び回答をご参照下さい。
28	要求水準書 (別添1-1)	1統括 マネジメント 業務	オ事業者が 実施する 業務の 要求水準	19	cモニタリング(c)で、「市が当該認証や評価を取得又は継続するために必要となる要件」とはどのような要件を想定されているのでしょうか。	(財)日本医療機能評価機構が行う病院機能評価や、国際標準化機構(ISO)が定める認証等の取得又は継続を想定しておりますので、これらの要件をご確認ください。
29	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び 施設に関する 要件	ア敷地に関する 要件	1	「本施設の着工までに解体撤去を行う」とありますが、解体撤去は地下部分を含めて行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び 施設に関する 要件	ア敷地に関する 要件	1	解体撤去予定である敷地北側旧護岸の詳細な図面があればご提示願いたい。	本回答と同時に公表する追加資料4「施設計画資料9」をご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
31	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ア敷地に関する要件	1	「敷地北側旧護岸については、敷地出入口部分及び計画地盤面より上の部分のみ撤去」と記入ある計画地盤面とは入札書類の中で提案する計画レベルを御採用いただけるものと考えてよろしいでしょうか。あるいは既に計画地盤面の設定及び指定があれば御指示ください。	原則として、ご提案いただいた計画レベルを採用します。
32	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ア敷地に関する要件	2	各インフラ事業者と引き込みについて直接事前協議を行ってもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ア敷地に関する要件	2	中圧ガスはガス専燃発電設備用ガス供給系統評価の基準に適合したものでしょうか。	ガス事業者にご確認ください。
34	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ア敷地に関する要件	2	(エ)周辺施設との関連aポータルライナーで「MRI磁場への影響に配慮…」とありますが、事業開始後の事前調査では事業者側の業務と考えますが、本提案中では基本的に調査はできないと考えております。ポータルライナーからの磁場の影響調査などございましたらご提示ください。また、ポータルライナー事業者が磁場影響データなどお持ちでしたら、神戸市様よりのご提示をお願いいたします。	磁場の影響調査資料はありません。また、ポータルライナー事業者についても同様です。提案の際は、MRI磁場への影響を勘案のうえ、ご計画ください。なお、事業契約締結後に事業者が行う事前調査の結果、磁場等の影響により、ご提案内容の変更が必要となる場合は、基本設計や実施設計で反映させていくこととします。
35	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ア敷地に関する要件	2	インフラ整備状況の中に「中水」と「高度処理水」の記載がありますが、その水質及び料金を提示下さい。また、井戸の掘削は可能でしょうか。	市建設局下水道河川部にご確認ください。また、井戸の掘削については可能ですが、詳細については、市みなと総局技術部にご相談ください。
36	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ア敷地に関する要件	2	東側道路は、各1車線の対面通行に整備されることですが、現在の北行きの方通行の道路が対面通行となる解釈で宜しいでしょうか。それとも既設部分は現行のまま一方通行で、新たに作られる部分だけは対面通行になるのでしょうか。	東側道路については、新設部分及び既設部分とも対面通行となるよう調整中です。東側道路を含め、敷地周辺の道路計画は、今後、関係機関等との協議・調整を経て確定していくこととなります。
37	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ア敷地に関する要件	2	P3では先端医療センターとの連絡通路を提案することとなっているが、P6では先端医療センター臨床棟2階及び医療機器研究開発棟2階と本施設を接続が必要となった場合とあり、接続場所が指定されています。提案書の「将来的な先端医療センターとの接続計画書」では、P6で指定の接続場所を前提とした提案に限られるのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、先端医療センター医療機器研究開発棟の現況図面の追加を含め、「施設計画資料7」の訂正をしましたので、ご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
38	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	イ施設に関する要件	3	入札説明書P4では病院施設延床面積約64000㎡、要求水準書(施設設計・建設業務関係)では病院施設延床面積64000㎡以下とあります。計画によって64000㎡より若干の増となってもよろしいでしょうか。	原則として、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P3「1(1)イ(イ)計画対象施設の規模等」によります。
39	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	イ施設に関する要件	3	病院施設延床面積64000㎡以下とありますが、容積対象床面積と考えてよろしいでしょうか。	本要求水準書でいう病院施設延床面積は、建築基準法上の容積対象床面積とは異なる考え方のもので、併せて38の質問及び回答をご参照ください。
40	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	イ施設に関する要件	3	(イ)計画対象施設の規模等「ただし、次の部分は病院施設の床面積に参入しない。」とありますが、P6に記載されていますエネルギーセンターの共同溝は病院施設の床面積に参入しないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	イ施設に関する要件	3	延面積が64,000㎡以下との記載がありますが、その際の各部門毎のゾーン面積の目安等をご提示いただけますでしょうか。	ご提案によります。
42	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	5	ペDESTリアンデッキA・B計画にあたり、それを取り合う併設のポータルライナー軌道及びムービングウォークの詳細資料(平面・断面・レベル等)があればご提示頂けないでしょうか。	本回答と同時に公表する追加資料4「施設計画資料10」及び「施設計画資料11」をご参照ください。ただし、詳細は、事業契約締結後の現地測量等にてご確認願います。
43	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	5	「ペDESTリアンデッキB」について複数本提案することは可能でしょうか。	原則として、1本と考えていますが、利用者のアクセス等を考慮したより優れたのであれば、複数本ご提案することも可能とします。ただし、複数本設置の実現については、事業契約締結後の協議により、決定されます。
44	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	5	ペDESTリアンデッキのうち本計画敷地内にあるものについては、病院本体と構造的に縁を切る必要がありますか。	ご提案によります。
45	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	6	「計画敷地内に院外薬局用敷地(1000㎡以上(駐車場、緑地等含む))の位置を提案すること」とありますが、院外薬局用敷地の位置のみの提案とし、特に院外薬局に係わる計画案の提示は不要(事業対象外)と考えて宜しいですか。また、「当該敷地は、院外薬局だけでなく、他の利便施設を併せて計画しても構わない」とありますが、他の利便施設と併せて計画する際、院外薬局施設の規模・内容が計画に影響します。この場合どの程度の規模・内容を想定する必要がありますかご提示願います。	院外薬局施設等については、本事業の対象外ですが、配置計画の妥当性、有効性等を判断する上で、院外薬局用敷地において、望ましい建築物等の計画概要を様式202「計画概要」にてご提案ください。院外薬局施設については複数設置を前提とし、他の利便施設を併せてご提案いただく場合は、本病院施設にて要求している利便施設との整合性についてもご配慮ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
46	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	6	「病院本体とは別にエネルギー供給拠点としてエネルギーセンターを設置し」とありますが、病院本体と別建屋にしても宜しいでしょうか。エネルギーセンターに要される機能としてもう少し具体的な条件を提示頂けないでしょうか(例えば、現施設での電気室、機械室に相当する分と考えてよいのか、給排水設備や医療ガス等も含まれるのか等)。	については、ご理解のとおりです。については、ご提案によります。
47	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	6	「先端医療センターとの連携に配慮した計画とする」とありますが、設備的に配慮すべきことはありますでしょうか(例えば熱源供給を相互補完し合う等)。	施設間で熱源供給を相互補完し合う必要はありません。ただし、将来の連絡通路設置に対応しやすいよう病院本体側に、連絡通路用設備への配線、配管ルートを確保しておく等の配慮が必要です。
48	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	6	(ウ)施設配置計画について 「将来的な医療環境の変化に伴い、新たな医療機能の展開に対応するためのスペースを確保。但しスペースの規模は提案による」とありますが、神戸市又は市民病院として想定している新たな医療機能についてご教示ください。何も条件が無い中では提案も難しいと思われませんがいかがでしょうか?	本病院施設と先端医療センターにおける連携の具体的な展開については、現在検討中であり、未定です。現在先端医療センターでは、医療機器の研究・開発、医薬品等の治験、再生医療等の臨床応用といったテーマでの研究等が進められており、これらの研究の成果を患者の診断や治療に還元するために、今後様々な連携がなされていくものと考えています。
49	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	6	院外薬局用敷地に計画可能とされる「他の利便施設」は、本PFI事業外の施設と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	7	(ウ)外部計画神戸ヘリポートの飛行ルート等資料は、神戸市様よりご提示いただけませんかでしょうか。	本回答と同時に公表する追加資料4「施設計画資料12」をご参照ください。
51	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	11	ヘリコプタ - の場外離着陸場施設の使用予想航空機の想定機種及び投影面の長さ及び幅及び総重量についてご指示ください。	要求水準書(施設設計・建設業務関係)P92「1(1)ケ(オ)救急部門諸室リスト」の場外離着陸場の設計水準によります。
52	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	11	(ク)災害時への対応a建物の安全確保で「……設備機器、医療機器等の損傷・転倒を防止し……」とありますが、医療機器について、1次側の対応(床、壁などに医療機器を固定することができる対応等)は事業者側で行なう、医療機器そのものを損傷・転倒を防止する処置は神戸市様で行なうとの理解でよろしいでしょうか。尚、医療機器の損傷・転倒に関する調整等は事業者が行なうことを想定しております。(背景:要求水準書(施設設計・建設業務)P19(キ)建築設備・大型医療機器の耐震安全性の確認で据付部の設計用耐震強度の扱いに留意することとの記載があり、確認をさせていただきます。)	ご理解のとおりです。十分な協議、調整をお願いします。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
53	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	11	(キ) 備品計画に「施設計画と一体的に、什器・調度・家具等の備品(…)整備を行う必要のある部屋について、計画及び調達を行なうこと。なお、その他の備品については、市が調達する」とされ、表にて具体的にご提示いただきました。神戸市様と事業者の調達区分を明確化する目的で、神戸市様の予定しています調達リストのご提示をお願いいたします。	市で作成している備品等の調達リストはありません。市が調達する備品等については、現病院からの持ち込み備品も含めて、「什器備品調査・調達支援業務」にて、具体的なリスト案を作成していただくことになる予定です。
54	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	11	(キ) 備品計画 非常時用ベッドの調達は事業範囲に含まれるのでしょうか。	非常時用ベッドの調達は、事業範囲に含まれません。
55	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	11	「浸水被害防止のため医療機能の地下設置は原則として不可」とあります。防水・浸水対策を施した上で、ライナックやRなどの巨大なコンクリート躯体を有する部門などを地下に設けることは、地上部のフレキシビリティの向上、地上部の空地のより大きな確保(建築面積の縮小と将来の増築の可能性向上)のために、有効と考えられます。10月時補足資料において「十分な防水・浸水対策がとられている場合はこの限りではない」との但し書きがありました。以前の但し書きの内容・主旨は、どのように捕らえるべきでしょうか。	要求水準書(施設設計・建設業務関係)P11「1(1)オ(ク) a 建物の安全確保」に記載のとおりです。お問い合わせのような医療の中核部分を地階に計画する場合は、十分な防水・浸水対策に加え、将来の成長と変化への十分な対応も併せて必要となります。
56	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	12	「成長と変化」の根底となる、将来35年間(5年毎等)の将来人口の推移予測(男女別5歳階級年齢別人口)があればご提示ください。	市として35年間の将来人口の推移予測を行った資料はありません。
57	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	12	「同一フロア内での段差は認めない」とありますが、若干のレベル差をスロープにより解消することは可能でしょうか。	原則として、病院施設内及び院内保育所内については、浴室、バルコニー、屋上庭園等の水勾配を除き不可とします。
58	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	15	施設内に設置される内部建具は、管理・事務関係諸室などの、運営上支障のない部分については、開き戸を主として考えてよろしいでしょうか。	原則として、壁収納型上吊引き戸を主としてお考えください。
59	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	才建築に関する要件	16	患者転倒時における衝撃吸収性能は、カーペットなどの仕上げ材によるものとし、フリーアクセスフロア自体では期待しないと考えてよろしいでしょうか。	フリーアクセスフロアについては、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P16「1(1)オ(サ)3(1)フリーアクセスフロア」に記載のとおりです。また、タイルカーペットについては、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P15「1(1)オ(サ)2(6)内装工事」に記載のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
60	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	20	設備を計画する際に必要となる外気条件等の規定が特に記載されておりませんが、国土交通省監修の「建築設備設計基準」に準拠すれば宜しいですか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	21	(ウ)エネルギー供給計画、b構成する設備「使用する設備については、市の確認を得ること」の「市の確認」とは、要求水準を満足しているかの確認と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、要求水準やご提案内容等を満足しているかの確認を行います。
62	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	工建築物の配置に関する要件	21	「使用する設備については、市の確認を得ること」とありますが、「承認行為」ではないと考えて宜しいでしょうか。	61の質問及び回答をご参照ください。
63	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	22	図表1「維持すべき最低限の機能について」において、発電機容量の決定に大きく影響する救急部門の放射線機器や血管造影装置などの大電力を必要とする機器も対象となると考えますが、記載されていません。それらについて条件の提示をいただけますでしょうか。	救急部門のCT1台、一般X線1台、将来対応のMRI1台を最低限の機能とします。
64	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	24	図表2に負担金の分担が記載されており、「-」については「原則として負担金が発生しないと」記載されておりますが、仮に発生した場合には、「市」殿にてご負担願えると考えておいて宜しいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。
65	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	25	「補助金等の活用を検討すること」とありますが、この補助金は「事業者」が申請して、「事業者」がその補助を受けると考えてよろしいでしょうか。	事業者が申請し、事業者が補助を受ける場合は当該補助金相当額をサービス対価から減額します。(事業契約書(案)第31条第5項参照)なお、市が申請し、市が補助を受ける場合は、その支援業務が本事業の範囲内となります。
66	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	25	「設備の余裕」として「相当量の余裕を持たせた計画とする」とありますが、ここで記されている「相当量」とは「どの程度の量」を想定されていますでしょうか。	要求水準書(施設設計・建設業務関係)P12「1(1)オ(コ)成長と変化への対応」に記載の「増築等の将来拡張」に対応できる程度を想定しています。
67	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	27	「受変電構成は、二重母線等で計画し、無停電でメンテナンスを行えるシステムとする。」とありますが、医療機能上無停電とすべき範囲のみの対策と考え、メンテナンスを含めた提案とすることは可能でしょうか。	医療系に加え、情報系・防災系も含めたご提案をお願いします。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
68	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	27	変圧器は超高効率変圧器とするとありますが、高圧変圧器に限ると考えてよろしいですか。	高圧変圧器に限りません。特高変圧器、高圧変圧器については超高効率変圧器とします。低圧変圧器についてはご提案によります。
69	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	27	「受電電圧が特別高圧の場合は、エネルギーセンター内で6,600Vに降圧するものとする。」とありますが、性能および信頼性が同等の場合には、特別高圧から直接低圧に降圧する方式の受変電設備を採用してもよろしいですか。	ご提案によります。
70	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	28	(d)無停電電源設備において、医療系及び情報系無停電電源装置の停電保障時間が「機能を維持するための必要な時間とする」とありますが、装置単体ではなく非常用発電機との組み合わせにより必要時間を保障する方式でよろしいでしょうか。	医療系はJISによります。情報系は非常用発電機が起動できなかった場合においても、システム停止できる時間を確保するなど、様々な面からご検討の上、ご提案ください。
71	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	28	中央監視設備についてはP28電気設備(i)中央監視設備とP36空気調和設備(d)自動制御設備の両方に記載されていますが、中央監視設備は要求水準に求められている機能を一元化した設備として、いずれか一方の設備で設置することは認められますでしょうか。	ご提案によります。
72	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	28	「太陽光を利用した発電設備を設置する」とありますが、発電容量に規定はありますでしょうか。	ご提案によります。
73	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	28	太陽光発電設備を設置するとのことですが、必要な最低限の発電容量規模の想定はありますか。	No.72の質問及び回答をご参照下さい。
74	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	28	「g幹線動力設備」の項目に「負荷の種別に対応した系統で構成する」とありますが、各部屋毎の必要負荷種別(電圧、無停電電源の必要性等)及び負荷容量(例えば「200w/m2等」の面積あたりの負荷容量もしくは、個々の医療機器の電源容量等)を提示下さい。今の条件では適切な幹線計画が立てられません。	提示する予定はありません。諸室ごとの必要負荷種別及び負荷容量については、要求水準書、参考資料等でお示している現病院の状況、類似病院や先進病院の実績などから判断し、適切な幹線動力設備をご提案ください。
75	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	29	(j)コンセント設備において「医用室のコンセント電源は、医用電気設備の安全確保のために、感電を防げるように、JIST1022に準拠した絶縁変圧器を介した電源とする」とありますが、全ての医用室に適用するのでしょうか、又はJIST1022記載の諸室(「必要に応じて設ける」を含む)、に適用すると考えてよろしいでしょうか。	JIST1022記載の諸室(「必要に応じて設ける」を含む)に加え、医療上、病院運営上必要な諸室に適用するとお考えください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
76	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	29	「Jコンセント設備」の項目に「コンセントの取り付け位置、形式、数量、容量については、その部屋の用途や目的に依り…」、「医用室のコンセント電源は…」、「各諸室において医療機器を使用する部屋には…」とありますが、各諸室で「どのような医療器具が」、「どういう電源種別で」、「どのくらいの容量」を使用するのか、提示願います。	提示する予定はありません。諸室ごとに必要な電源種別や容量については、要求水準書、参考資料等でお示ししている現病院の状況、類似病院や先進病院の実績などから判断し、適切なコンセント設備をご提案ください。なお、具体的な医療機器の種類や仕様等は、「医療機器調査・調達支援業務」により確定していきますので、現時点では未定です。
77	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	30	情報設備配管の将来用予備100%の意味は結論として、200%装備の意味でしょうか。御教示ください。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	30	(カ)電気設備d各設備項目(l)情報用設備「病院上必要な各室とサーバ室間に、庶務課用LANを構築できるよう配管上の設備を設ける」とありますが、庶務課用LANは運營業務資料1医療情報システムの要求事項には記載されておりませんので、市側で整備されるシステムであり、かつ事業者が整備するシステムとは別系統のネットワークであるという理解でよろしいでしょうか。また、必要な配管径あるいはケーブル本数など必要情報をご提示下さい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、病院管理部門の共用諸室、看護部諸室、事務局諸室及び各部門の事務系諸室等を結ぶネットワーク構築を想定した適切な空配管等を計画しご提案ください。
79	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	30	(カ) - d - (l)情報用設備「…庶務課用LANを構築…」とありますが、庶務課用LANの具体的内容をお示し願えませんでしょうか。	詳細は未定ですが、財務会計システム、人事給与システム等のためのLANを想定しています。
80	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	31	「内視鏡、血管造影、透視撮影などを行う撮影室にはカメラを設置し、操作室、家族控室にてモニター監視できるシステムを設置する」とありますが「家族控室」でモニター監視するとはどのような状況を想定されていますか。また家族控室とは、116頁記載の「家族待合室」との理解でよろしいでしょうか。	施術の進捗状況等を家族にお知らせすること等を想定しています。家族待合室という室名は家族控室に統一します。
81	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	33	施設計画資料4では第11条で自家発電を除き油の使用を禁止しておりますが、要求水準書の空調設備項目に記載のある「燃料備蓄量は72時間分以上とする」の燃料は、非常時用であるため油としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P24「1(1)キ(工)b環境保全にかかわる計画」もご参照ください。
82	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	35	P35図表3記載の一般手術室のうち2室、一般手術室B及びP95b主な機能及び構成(a)手術室に記載の高温手術対応室の適応温度に要する時間等の要求水準はございますか。	要求水準書(施設設計・建設業務関係)P35「図表3各室空調条件一覧表」の1の注記のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
83	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	35	手術室において清浄度とは術野上、ICUなど病室においてはベッド上での清浄度と考えてよろしいでしょうか。(背景:ICUでは、清浄度クラス10,000を患者・スタッフのいる全ての環境で確保することは非常に困難であると考えます。また、診療報酬上のバイオクリーンルームは、所管の社会保険事務所の判断によると思われませんが、当方の経験では、空室環境での測定でクラス10,000のデータ確認が行なわれております。合わせて、CDCのガイドライン等鑑みますと必要最小限の範囲での清浄度を求めていると思われれます。)さらに、P95(カ)手術部門b主な機能および構成(a)手術室にある「全手術室の術野についてはクラス に対応できる配慮をする。」とありますが、図表3各室の空調条件一覧表手術室の清浄度クラス区分と相違します、図表3各室の空調条件一覧表手術室の清浄度クラス区分を正として考えてよろしいでしょうか。	原則として、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P35「図表3各室空調条件一覧表」の清浄度クラス区分は室全体の性能を規定するものとし、P95「1(1)ケ(カ)b(a)手術室」の記述は手術室における術野の性能を規定しています。これらの規定による性能を有するご提案をお願いします。
84	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	36	換気設備について、「厨房などは脱臭などの排気処理を行う。」とありますが、「臭気排気は原則として建物頂部で行う。」事とし、周辺街区や、屋上庭園、外気取入れに影響がない計画であれば、排気の脱臭処理は必ずしも必須ではないと考えてよろしいでしょうか。	脱臭処理は必要と考えます。
85	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	39	P39(a)衛生器具設備、図表4、手洗いスペースのL4(手術用手洗い)はP41(h)医療用水設備の供給個所に含まれていないため、滅菌水の供給が必要となった場合の設備は備品と考えてよろしいでしょうか。	原則として、当該箇所への滅菌水の供給は考えていません。
86	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	39	給水方式は、災害時などの対策を行ったうえで、加圧式も可能と考えてよろしいでしょうか。	災害時などの対策に加え、備蓄量等を考慮の上、加圧式も可能とします。
87	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	40	(f)ガス設備において「熱源機器(コージェネレーション含む)」とありますが、熱源機器として温熱源、冷熱源、コージェネレーションに区分したとの理解でよろしいでしょうか。コージェネレーションの導入は提案事項であると考えてよろしいでしょうか。	熱源機器の区分及びコージェネレーションの導入については、ご提案によります。
88	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	40	「c排水設備」の項目に「特殊排水」として各種排水が記されていますが、排水設備の計画をするに際しては、「どの部屋から、どの排水が、どういった水質で、どの程度の容量で排水されるか」がないと計画できません。同数値について提示下さい。	排水量等は、要求水準書、参考資料等でお示している現病院の状況、類似病院や先進病院の実績などから判断し、適切な排水処理設備をご提案ください。なお、漏水時に土壌汚染等の可能性がある特殊排水用貯留槽は、周囲の点検が容易に行える構造にすることが必要です。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
89	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	40	給湯設備について、「貯湯槽は、高層・低層ごとに系統分けを行うなどで適切な圧力で供給」とありますが、給水系統も高層・低層に分けて、水と湯との供給圧力を一致させる必要があると認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	41	「医療用水設備」の各室毎の必要水量を提示下さい。また「医療用水設備」の他に大量の上水を必要とする医療機器はないと考えて宜しいでしょうか(例えば機器の冷却用として冷水が必要等)。もし必要であるならその部屋名と必要水量を提示下さい。	前段については、提示する予定はありません。諸室ごとに必要な医療用水の水量については、要求水準書、参考資料等でお示ししている現病院の状況、類似病院や先進病院の実績などから判断し、適切な医療用水設備をご提案ください。中段及び後段については、具体的な医療機器の種類や仕様等は、「医療機器調査・調達支援業務」により確定していきますので、現時点では未定です。
91	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	41	圧縮空気について、人工空気にて供給する必要はありますか。	人工空気にて供給する必要はありません。
92	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	42	設置が必要となる排水処理設備の種別・数量を御教示ください。	処理が必要と思われる排水としては、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P40「1(1)キ(ク)d(c)排水設備」に記載している特殊排水を想定しています。併せて 88の質問及び回答をご参照ください。
93	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	キ設備に関する要件	42	「厨房機器設備はHACCP及びISO22000に基づく衛生管理技法に準拠した設備とし」と記載ありますが、施設としては両システムに関する審査及び認定は受けないと考えてよろしいでしょうか。	ISO22000については取得する必要があります。要求水準書(運営業務関係)P64「5(2)オ(ア)業務実施体制 n」に記載のとおりです。
94	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ク附帯施設に関する要件	45	大型車両停留所に待合室等を設ける場合、病院施設の延床面積(P3に示された施設規模)に算入しない部分と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ク附帯施設に関する要件	45	大型車両について駐車場は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ク附帯施設に関する要件	46	パ・ゴラ等施設において法定延床面積に算入される場合、病院施設の延床面積(P3に示された施設規模)に算入しない部分と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
97	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ク附帯施設に関する要件	47	院内保育所を別棟にて建設する場合、同一計画敷地内に計画できるものと考えて宜しいですか。別敷地扱いにする必要がありますか。	原則として、計画敷地内で建築基準法上の別敷地としてご計画ください。
98	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	48	「部門・諸室に関する要件」について、各室毎に必要なユーティリティ(電気・水道・ガス等)の種別及び数量を御教示ください。	要求水準書等をもとに類似病院や先進病院の実績などから十分かつ適切に計画し、ご提案ください。
99	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	48	各室毎に必要なユーティリティ(電気・水道・ガス等)の種別及び数量を御提示いただけない場合、必要となる内容が提案者が設定した内容と相違するものについては市側のリスクと考えてよろしいでしょうか。	ユーティリティの種別及び数量については、要求水準書等をもとに類似病院や先進病院の実績などから十分かつ適切に計画し、ご提案ください。なお、要求水準書等(施設設計・建設業務関係)P35、39、41の表内注記に記載のとおり、設計時点で、ヒアリング等を実施の上、最終決定を行うなど、これらについては、設計業務で対応することとなります。
100	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	48	各部門毎の業務運営時間を提示下さい。	169の質問及び回答をご参照ください。
101	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	48	添付されている各部門の諸室リストの「広さ」が、空欄になっている部分について数値を提示下さい。それとも当該数値は提案によるものなのでしょうか。(59～65、69、78～83、89～93、99～101、105～106、108、112～116、120、123、127～128、134～137、141、144、148、152、155～156、158、160各ページ)	要求水準書等および現病院、類似病院や先進病院の実績などから適切な規模等で計画し、ご提案ください。なお、優れたご提案を期待しています。
102	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	50	(ア)全部門共通事項(d)【機能的同一フロア】で定義されています「隣接したエレベーターホール等を介して…」の隣接とは、要求水準書中の【隣接】と同意語ではなく、比較的短い距離の廊下等を介することが許容されているとの理解でよろしいでしょうか。	ホールの延長としてみなすことが可能な形状や短い距離であれば、可とします。ストレッチャーやベッドの移動・転回等にも充分ご配慮ください。
103	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	50	「医療用エレベーターホール等」には、比較的短い距離の廊下も含まれると考えてよろしいでしょうか。	102の質問及び回答をご参照下さい。
104	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	50	「まとまり」とは、諸室リスト記載に際して、運営面などから一定のつながりがあることからのまとまりとし、建築的な隣接・一体化に必ずしもつながらない場合があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
105	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	52	診察室のスタッフ廊下側出入口は、カーテンなどでも可と考えてもよろしいでしょうか。	不可とします。また、カーテン併用とします。
106	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	52	麻酔医用の連絡口は、隣接する全ての手術室間に必要でしょうか。	原則として、必要です。
107	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	54	(イ)b(a)案内・受付における、外来コーディネーター(看護師)を配置するとあるが、市職員・事業者どちらが配置するのですか。市職員とすれば、何名配置されるのですか。	については、市の業務範囲です。については、16の質問及び回答をご参照ください。
108	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	54	(イ)b(b)外来待合・ロビーにおける、携帯端末呼び出しシステム 患者呼び出し表示システムを導入する。と記載があるが、機能・設備等について市より指定があるのか。	市が想定している機能・設備等については、運営業務資料1 医療情報システムの要求事項P141「1.2.24患者サービス部門システム」をご参照ください。
109	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	54	総合案内カウンターに配置する「外来コーディネーター(看護師)」は市の看護師が1名と考えてよろしいでしょうか。	107の質問及び回答をご参照ください。
110	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	56	中央処置のベッド16床は処置ベッドと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(施設設計・建設業務関係)P64「(イ)外来部門諸室リスト」中央処置室の設計水準に記載のとおりです。なお、病床数には含みません。
111	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	59	一般外来の診察ブース数が16室以上となっていますが、何室ほど予備室が必要でしょうか。	ご提案によります。
112	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	67	(ウ)地域医療センターが設置されるが、人員配置についてご提示いただきたい。市職員(1)医師(2)看護師(3)ケースワーカー等(4)事務地域医療機関への訪問活動について、事業者の扱いについてご提示ください。市・事業者の業務分担について、明確にしていただけないでしょうか。	については、16の質問及び回答をご参照ください。については、事業者が地域医療機関への訪問活動を行うことは想定していません。なお、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P48「1(1)ケ部門・諸室に関する要件」に記載してある基本方針等は、施設設計・建設業務のご提案に関する要求事項であり、以降のような各運営業務に関する業務分担等については、それぞれの要求水準書をご覧ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
113	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	69	(ウ)地域医療連携センター諸室リスト「在宅用医療機器展示スペース」の設計水準の「ICT端末を設置し、介護用品の情報を閲覧できるように配慮する」とありますが、これは市側が行う業務と考えてよろしいでしょうか？	112の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問の業務は、要求水準書(運營業務関係)P46「市民健康ライブラリー運營業務」の範囲です。
114	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	70	(エ)病棟部門要求水準書記述以外で(心臓C HCUなど提示がございます)、診療報酬上の施設基準を算定する病室・病棟がございましたらご提示ください。	原則として、要求水準書によります。
115	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	71	一般病棟ユニットは、35～45床の範囲とありますが、病棟標準ユニットを除いて各ユニットの必要ベッド数をご指示ください。	要求水準書による他、ご提案によります。
116	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	71	がんセンターの病床として、亜急性期病床や無菌病床の整備が必要であれば、その数を教えてください。	原則として、要求水準書によります。
117	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	71	防音に配慮した個室とは、標準病棟ユニットのみ設置するものと考えてよろしいでしょうか。	一般病棟ユニットにおける重症個室をもつユニットごとに1室設置とします。なお、当該室は空調設備において、陰陽圧切替可能としてください。
118	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	71	重症個室1ユニットあたり4室とは、標準病棟ユニットの場合を指し、コア病棟ユニットについては、それぞれの記載に従うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	72	分娩部内のLDR(3室)及び新生児室は、病床数に含めない室と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	72	成育医療センターコアユニット分娩部のLDR3室は病室としてカウントされますか。	119の質問及び回答をご参照下さい。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
121	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	74	「個室、重症個室にシャワーを設置する」とあります。個室率を高めることができた場合、各ユニット毎の共用シャワー室4室の室数を減らすことや、フロー単位での共用の上で室数を減らすことは可能でしょうか。	医療機能や患者アメニティを損なわない範囲で、可能とします。
122	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	74	今回の要求水準では、個室にシャワーの設置が求められました。そのうえでは、重症個室にシャワーの設置を見送ることも妥当と考えられますが如何でしょうか。	要求水準書(施設設計・建設業務関係)P74「1(1)ケ(エ)b(e)病室の構造(共通)」に記載のとおり、重症個室、個室ともにシャワーを設置してください。
123	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	74	重症個室の仕様とハイケアユニットの仕様の違いをご指示ください。	具体的設備内容はご提案によりますが、重症個室は将来的にハイケアユニットへの変更が容易な部屋としてご提案ください。このため、シーリングアーム等の下地の設置対応等が必要です。
124	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	75	急性期に非常に特化した病院として、機械浴槽を持つ特殊浴室を各ユニットごとに設置する必要がありますでしょうか。そのような特殊浴室は、病院全体で限られた室数(2台程度)にとどめ共用とし、むしろは各病棟ユニットにはストレッチャーによる全身シャワー室の設置とすることでは如何でしょうか。	前段については、医療機能や位置、動線、患者アメニティを損なわない範囲であれば、同一フロア内で共用可能とします。後段の全身シャワー室については、ご提案によります。なお、設計時点で、ヒアリング等を実施の上、最終決定を行います。
125	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	75	上記質問での全身シャワー室の設置が可能な場合、それを各病棟ユニットに設置が求められているシャワー室4室のうちの1室に充てることや、洗髪室と兼ねることは可能でしょうか。	洗髪室を兼ねることは不可としますが、シャワー室については、医療機能や位置、動線、患者アメニティを損なわない範囲でご提案ください。なお、設計時点で、ヒアリング等を実施の上、最終決定を行います。
126	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	80	クリーンサプライの使用目的に「面会用」とありますが、面会は「面会廊下」でおこなうものとし、クリーンサプライは物品供給のみを行う室と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	80	栄養管理部門(121頁26行)では「調乳は栄養管理部門で行う」との記載があります。「温乳室」で行う調乳業務との作業区分などをお示しください。	ご質問の記載は、「調乳は栄養管理部門の管理責任下で行う。」という趣旨です。調乳を栄養管理部門、NICU・GCUの温乳室等、どこで実施するかは、食事の提供業務における提案事項と考えています。
128	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	82	シャワー室についての設計水準においてユニットバスとの記載がありますが、ユニットシャワーと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
129	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	82	特殊浴室の備品欄には、「 」が記されていません。機械浴槽については医療機器の範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	83	スタッフ室AおよびB、それぞれの違いをご教示ください。用途上問題がなければ1箇所としてまとめてもよろしいでしょうか。	スタッフ室Aは、各ユニット単位で設置し、スタッフ室Bは同一フロアにおける複数の病棟ユニット単位で共用可能とします。スタッフ室A及びBを1箇所としてまとめることは不可とします。
131	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	85	(オ)救急部門(救命救急センター)感染症センター外来は救急部門、病棟では感染症センターコア病棟ユニット(P71)となっておりますが、医師・看護師などの医療スタッフの配置はどのように想定されていますか。また、救急部門内の感染症センター外来の専従スタッフは常勤体制でしょうか。	16の質問及び回答をご参照ください。
132	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	90	処置室タイプAおよびタイプCについて、処置室Bについては「3室に分割」ならびに「5m×5m」などの記載がありますが、タイプAおよびCについては記載がありません。具体的な大きさなどをご提示いただけますでしょうか。	使用目的と設計水準を参考に適切な規模で計画し、ご提案ください。
133	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	92	(オ)救急部門諸室リスト中、救急ワークステーション・研修室設計水準に「災害時には本部機能への転用に配慮する。」と記載されていますが、通信・防災など高度な設備を必要とお考えでしたら、条件の提示をお願いいたします。合わせて、本部機能の運用イメージなどございましたらご教示ください。	現時点では、ご質問のような高度な設備は、特に必要とは考えていません。要求水準書(施設設計・建設業務関係)P31「1(1)キ(カ)d(s)視聴覚設備」に記載の映像・音響設備に加えて、電話通信設備、テレビ・ラジオ設備、ICT端末等の情報通信設備や備品等は必要となります。本部機能の運用イメージについての詳細は未定ですが、災害情報を収集、分析し、院内及び現場に出動した医療スタッフに適切な指示を出すなどの機能を想定しています。
134	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	92	「備蓄倉庫」についての設計水準内で、備蓄品を常用・非常用に分けての記載がなされていますが、それぞれどのようなものが常用・非常用に当てはまると想定されていますか。	薬品、食料品等、使用期限があり、出し入れを頻繁に行うなど、常時管理が必要と考えられるものを常用の備蓄品、それ以外のものを非常用の備蓄品と想定しています。
135	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	95	(カ)b(c)デイサージャリ-センターにおいて、コーディネーターを配し、とあるが、市職員で配置されると考えてよいのでしょうか。受付事務及び医師・患者・関係部署の日程調整、管理等を行う専任クラークを配置する。とあるが、(1)市職員・事業者のどちらが配置するのですか。(2)市職員とすれば、何名配置されるのですか。事務スタッフを配置し、とあるが、事業者が配置すると考えてよいのでしょうか。	16及び 112の質問及び回答をご参照ください。なお、コーディネーターは市の業務範囲です。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
136	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	96	「手術室はデイスージャリー用、一般用等2～3程度にゾーン分けを行なう」、「デイスージャリーセンターは、手術部門の中で独立した配置とする」とありますが、この場合デイスージャリーセンター用として手術室を何室想定する必要がありますか。	概ね6～8室の想定で計画し、ご提案ください。
137	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	96	(カ)手術部門デイスージャリーセンターは手術部門内に配置されていますが、手術部門運営管理(手術スケジュールなど)と(c)デイスージャリーセンターの「受付事務及び医師……関係部署の日程調整・管理等を行なう専任クラーク…」と記されている業務は各々独立して行なうのでしょうか。ある程度共通で行なうのでしょうか。方針がございましたらご教示ください。	ご質問の業務は各々独立して行います。
138	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	96	「手術室はデイスージャリー用、一般用等2～3程度のゾーン分けを行う」、「クリーンサプライを2～3のグループにわけるとありますが、ゾーン分けの主旨・狙い・分け方についてご教示いただけますでしょうか。	一般手術とデイスージャリーの動線配慮や各手術におけるサプライの迅速対応等を主旨としています。優れたご提案を期待します。
139	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	96	「手術室との間にクリーンサプライを設ける」とありますが、何と手術室の間でしょうか。	中央滅菌部門または同部門からの搬送システムと手術室の間です。手術室と隣接したクリーンサプライを計画し、ご提案ください。
140	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	99	一般手術室(B)では、ロボット手術を行うとありますが、詳細な仕様をご指示ください。	内視鏡下外科手術支援装置等を使用する手術を想定しています。類似病院や先進病院の実績などから、手術室の床荷重や広さなどを適切に計画のうえ、ご提案ください。
141	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	99	(カ)手術部門諸室リスト・手術部門・運営管理書室において、手術部門の受付事務を行う。とあるが、(1)市職員・事業者のどちらが配置するのですか。(2)市職員とすれば、何名配置されるのですか。(3)業務内容についてお示しいただきたい。手術スケジュール決定など…管理を行う。とあるが、市職員が配置され、当業務を行うと考えてよいのでしょうか。全手術室の状況を…リアルタイムで把握する。とあるが、市職員が配置され、当業務を行うと考えてよいのでしょうか。中央コントロール室において、業務を遂行される人員数は何名を想定されていますか。	16及び 112の質問及び回答をご参照ください。なお、 についてはご理解のとおりです。
142	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	100	(カ)手術部門諸室リスト・手術部門・その他所室において、家族控室とあるが、運営管理[入室管理(鍵等の管理含む)]は、市職員で配置・運営されると考えてよいのでしょうか。	112の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問の業務は、事業者の業務範囲です。詳細は、要求水準書(運営業務関係)P88「5(6)医療関連事務業務」をご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
143	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	100	「一足制」を導入された場合において、「乗り換えホール」を利用する具体的な使われ方をご教示ください。	乗り換えの手法(乗り換えホールの有無を含む)も含めてご提案ください。要求水準書(施設設計・建設業務関係)P97「1(1)ケ(カ)b(i)手術関連書室」を参考に計画ください。優れたご提案を期待します。
144	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	100	スタッフ用更衣室の欄(手術部門および集中治療部門)の男女各100人分のロッカーとあるのは、両部門全体としてのロッカー本数と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	104	(i)の文意としては、患者動線と搬送動線の分離に配慮することと考えてよろしいでしょうか。	患者搬送動線と物品搬送動線の分離にご配慮ください。
146	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	106	(キ)集中治療部門諸室リスト・その他諸室・受付・事務室 集中治療部門の受付業務を行う。とあるが、[要求水準書(運営業務関係)P102表5.(7).1]にある、医療周辺作業・医療周辺事務業務における業務内容と考えてよいのでしょうか。ただし、受付業務は、業務内容にありませんので、追加業務と考えてよいのでしょうか。	112の質問及び回答をご参照ください。なお、受付・事務室は、要求水準書(運営業務関係)P99「5(7)メディカル・アシスタント業務」における医療周辺事務業務の事務スペースと想定してあります。ご質問の受付業務は患者家族の随時の応対程度を想定しており、本業務の事務補助の範囲内で対応できるものとお考えください。施設計画にあたっては、これらをふまえ、スタッフステーション等関連する室との配置について、業務が効率的に行えるご提案を期待しています。
147	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	108	(ク)透析・血液浄化部門諸室リスト・管理スペース 受付や管理業務を行う。とあるが、[要求水準書(運営業務関係)P102表5.(7).1]にある、医療周辺作業・医療周辺事務業務における業務内容と考えてよいのでしょうか。ただし、受付業務は、業務内容にありませんので、追加業務と考えてよいのでしょうか。管理業務の業務内容について、ご提示いただけないでしょうか。	前段及び については、146の質問及び回答をご参照ください。 については、ベッドの運営管理等を想定しています。これらについては、市の業務となります。事業者には、管理業務の事務補助を行っていただくよう想定しています。
148	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	109	(ケ)a(b)映像医学情報を一元的に管理、フィルムレス化し、とあるが、開院時以前のフィルム等についても、フィルムレス化された状態で、開院を迎えると考えてよいのか。開院後にのみフィルムレス化するとすれば、フィルムの保管管理・抽出入作業・搬送作業は、市・事業者のどちらが行うことになるのか。フィルム保管管理が必要であるのなら、(1)保管スペース(2)容量の想定についてお示しいただきたい。さらに、どの程度が開院後、抽出入作業・搬送作業が一日あたり発生するのもお示しいただきたい。	112の質問及び回答をご参照ください。 及び については、要求水準書(運営業務関係)P20「2(1)医療情報システム構築業務」をご参照ください。 については、要求水準書(施設設計・建設業務)P148「1(1)ケ(ツ)医療情報センター諸室リスト」をご参照ください。
149	要求水準書 (別添 1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	116	必要諸室にサイクロトロンがありません。PET検査に使用するFDGはデリバリーによる供給との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
150	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	122	「栄養相談室を外来部門に設ける」とありますが、外来部門にある「市民健康ライブラリー」内と考えるとよろしいでしょうか。	栄養相談室は栄養管理部門に、また、検査インフォメーション室は臨床検査部門にそれぞれ属しますが、患者等の利便性を考慮し、市民健康ライブラリーに隣接した計画が望ましいと考えています。区分の「まとまり」については、104の質問及び回答をご参照ください。
151	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	124	(シ)b(a)調剤・製剤において、院外処方せんFAXコーナーを外来部門受付近辺に設置する。とあるが、質問対応・機器管理等については、市で配置・運営されると考えてよいのでしょうか。	112の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問の業務は要求水準書(運営業務関係)P88「5(6)医療関連事務業務」の外來受付業務に含まれます。
152	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	124	(シ)b(c)医薬品情報管理において、医薬品に関するデータの収集・整理、…医薬品情報を提供する。とあるが、市で行われると考えるとよいのでしょうか。	112の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問についてはご理解のとおりです。
153	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	138	「サテライト的に展開する滅菌室」について内視鏡センター内の諸室リストには洗浄室とあります。滅菌室とは洗浄室を指すものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、洗浄室という室名は、洗浄・滅菌室に変更します。
154	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	144	臨床研究部の収容人員についてご教示ください。	臨床研究部のうち、臨床研究室については、現時点では、10人程度の収容人数を想定しています。臨床研究部諸室については、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P142「1(1)ケ(タ)b 主な機能及び構成」に記載のとおり、臨床研究の計画・遂行・成果の取りまとめ・発表準備などに医療スタッフが随時使用することとなります。フレキシビリティに富んだご提案を期待します。
155	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	144	書庫10個とは書架10本と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	145	(チ)b(a)病床管理部門・入退院管理事務において、医事部門の入退院受付において…入院日時を調整する。とあるが、入院待機患者への連絡を行うのは、市職員と考えるとよいのでしょうか。事業者で行うのであれば、業務手順[市との連携内容]・範囲を明確にお示しください。	112の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問についてはご理解のとおりです。
157	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	146	(チ)病床管理部門諸室リストにおいて、病床管理室の広さ8人となっているが、市職員で配置・運営されると考えるとよいのでしょうか。	112の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問についてはご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
158	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	150	(ト)b(a)医事部門・総合案内業務において、院内案内・問診票・診察申込書等の診療上必要な書類等の印刷物は、市の費用負担で行われると考えてよいのでしょうか。もし、事業者の費用負担で行われると考えるのであれば、印刷物の種類・年間使用量等について提示いただけないでしょうか。	112の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問については原則ご理解のとおりです。詳細は、19の質問及び回答をご参照ください。
159	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	150	(ト)b(a)医事部門・初診受付業務において、紹介患者が持参された、紹介状・検査データ・放射線撮影フィルム等の取扱方法について、多種多様なケースが想定されると思いますが、基本的な考え方をお示しいただけないでしょうか。診察以前の運営方法 診察後の運営方法 データ保存方法 現物保管方法	112の質問及び回答をご参照ください。なお、診療情報については原則電子カルテによる運用を考えております。ご質問の事項は、要求水準書(運営業務関係)P20「2(1)医療情報システム構築業務」に基づき、ご提案ください。
160	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	150	(ト)b(a)医事部門・計算・会計業務において、請求書兼領収書の交付・院外処方せんの交付とありますが、印刷物は、市の費用負担で行われると考えてよいのでしょうか。もし、事業者の費用負担で行われると考えるのであれば、印刷物の種類・年間使用量等について提示いただけないでしょうか。	158の質問及び回答をご参照ください。
161	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	150	(ト)b(a)医事業務において、督促電話・督促状の送付とあるが、[要求水準書(運営業務関係)P95表5.(6).1]にある、受付業務・未収金督促中かかる業務における督促は、市の業務区分されているので、本項目からは、除外すべきではないでしょうか。	112の質問及び回答をご参照ください。なお、ご質問については要求水準書(運営業務関係)P88「5(6)医療関連事務業務」をご参照ください。
162	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	150	初診受付業務の中の「写真撮影」とは、診察券用、カルテ用の写真と考えるとよろしいでしょうか。	写真撮影についてはご理解のとおりです。ただし、診察券、カルテ等における患者識別の方法については写真撮影等、ご提案によることとします。
163	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	151	(ト)b(a)病棟ユニット等クラーク業務において、各病棟ユニット等にクラークを配置し、…各種事務の支援業務を行う。とあるが、[要求水準書(運営業務関係)P88(6)医事関連事務業務][要求水準書(運営業務関係)P99(7)メディカル・アシスタント業務]双方においては、その記載[クラーク業務]がない。病棟ユニット等クラーク業務を設置が必要と判断されるのであれば、[要求水準書(運営業務関係)P88(6)医事関連事務業務][要求水準書(運営業務関係)P99(7)メディカル・アシスタント業務]のどちらかに業務内容の追加を行うべきではないでしょうか。	ご質問のクラーク業務は、要求水準書(運営業務関係)P99「5(7)メディカル・アシスタント業務」の医療周辺事務業務のことであるとご理解ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
164	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	156	(ナ)病院管理部門諸室リストにおいて、事務局諸室・事務室・事務局スタッフのための事務室とあるが、事務局スタッフの配置は事務室だけと考えてよいのでしょうか。事務室以外で考えられているのであれば、各諸室リストのどの部署〔業務〕に配置されるのかお示いただけませんか。さらに配置される人員数をお示いただけませんか。事務局スタッフの職務内容についてお示いただけませんか。	については、事務室以外にも当然配置があるものと考えています。以降については、16及び112の質問及び回答をご参照ください。
165	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	156	病院管理部門の事務局スタッフは、何名を想定すればよろしいでしょうか。	16の質問及び回答をご参照ください。
166	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	158	(二)福利厚生部門諸室リストにおいて、スタッフ用更衣室〔男300人・女1100名〕とあるが、市職員に対する更衣室と考えて良いのでしょうか。仮眠室〔男20人・女40名〕とあるが、市職員に対する仮眠室と考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	要求水準書 (別添1-2)	(1)敷地及び施設に関する要件	ケ部門・諸室に関する要件	158	(二)福利厚生部門諸室リストにおいて、和室A・和室Bの使用については、市職員用と考えた方が良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	要求水準書 (別添1-2)	(2)各種個別業務に関する要件	ア事前調査業務	161	(イ)内容cその他事前調査を実施する上で必要な業務 ア(イ)cの「その他事前調査」に関しまして、計画地における土壌汚染は地歴からではないと思われませんが、埋立て土に自然由来により基準値を超える物質(例えばヒ素)が含まれている可能性は、完全には否定できません。神戸市様で確認されておられる資料はございますでしょうか。あるいは事業者業務として土壌汚染調査を行う必要がありますでしょうか。	埋立て土について、成分調査を実施しており、土壌汚染はないものと考えております。
169	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(1)施設メンテナンス業務		現病院の外来受診受付は、月～金の8:45～11:45で、休診日は土・日・祝日・年末年始となっておりますが、新病院における外来受診受付時間、休診日はどのようにお考えでしょうか。また、その他の部門の休日の予定もご教示ください。	外来部門およびこれに関する部門については、現病院と同様の受付時間・休診日を想定しています。上記以外の部門については平日との業務量の差異はあるもののいわゆる休日は想定していません。
170	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(1)施設メンテナンス業務	1	2006/9/9付け質問回答書では、医療ガス保守点検業務は施設メンテナンス業務に含むものと想定しているとのことでしたが、要求水準書には記載されておられません。どの業務に含まれるのかご教授下さい。	医療ガス設備は、要求水準書〔施設設計・建設業務関係〕P40「1(1)キ(ク)d(g)医療ガス設備」に記載のとおり、建築設備に含まれます。また、建築・建築設備の維持管理業務は、要求水準書〔運営業務関係〕P1「1(1)イ(イ)建築・建築設備の維持管理業務」に記載のとおり、施設メンテナンス業務に含まれます。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
171	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(1)施設メンテナンス業務	2	オ、(ア)g神戸市が取得を予定しているKEMS、ISO14001等の取得及び維持運営の支援業務とは、どのような内容がご教示ください。	資格取得に関する書類作成や、資格継続のための維持管理運営業務等を想定しています。
172	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(1)施設メンテナンス業務	5	キ用語の定義で、経常修繕と計画修繕の定義がなされていますが、まだ不明確な部分があります。例えば、当該年度の実施修繕計画にないものは、経常修繕と認識するとか、金額による目安等のお考えがあれば、ご教示ください。	要求水準書(運営業務関係)P5「1(1)キ用語の定義」に記載のとおりです。施設メンテナンス及び計画修繕に関して、齟齬のない、整合性のとれたご提案をお願いします。LCCを十分に考慮し、PFIのメリットを最大限に活かした優れたご提案を期待します。
173	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(1)施設メンテナンス業務	7	自家発補給契約の電力量料金の負担区分が事業者となっておりますが、不足電力の補給原因が事業者の責にかかわるものだけとは限りませんので、事業者の負担となる事由をご明示下さい。	自家発補給契約により電力供給されるのは、そのほとんどが点検や故障等により発電機設備を停止する場合と考えます。従って、原則として事業者側の負担と考えています。なお、停止の原因が市の責めに帰する場合、合理的な範囲内の費用については、市の負担とします。
174	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(1)施設メンテナンス業務	7	デマンド超過による基本料金の増額費用及び電力量料金の事業者の負担となる場合の事例を御明示下さい。	一例として、誤運転やメンテナンス不足等による電力消費量の超過が挙げられます。
175	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(1)施設メンテナンス業務	7	表1.(1).2に業務の費用負担区分表がありますが、光熱水費において「利便施設運営業務に係る光熱水費等」は「事業者負担」となっていますが、使用に応じた従量料金は「事業者負担」としても、施設規模に応じて支払う「基本料金」は「市殿」負担と考えて宜しいでしょうか。	基本料金についても、一定のご負担をいただくものと考えています。
176	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(1)施設メンテナンス業務	8	表1.(1).2事業者の業務遂行上必要な消耗品費(事務用品等)に管球や修繕の際の交換部品代は含まれるのでしょうか。	経常修繕費として含みます。
177	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(2)警備業務	10	オ、(ア)d「防災センターには防災センター要員講習を受講した者を常時2名以上配置し」となっておりますが、常時とは365日24時間と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(2)警備業務	11	入退管理の具体的な業務範囲についてお示しください。	ご質問の業務は、事業者が提案するトータルセキュリティシステムの運営にあたり実施する業務であり、具体的な内容はご提案に委ねます。
179	要求水準書 (別添1-3)	1施設維持管理業務	(2)警備業務	12	セキュリティシステムの更新費が神戸市負担になったということは、整備費については事業者負担であるが、警備業務で整備するのではなく、電気設備のセキュリティ設備として整備する(つまり)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
180	要求水準書 (別添 1-3)	1施設 維持管理業務	(3)清 掃業務	13	オ-(ア)-b 業務従事者の配置を含め、24時間365日、安全 で安心な環境を提供できる体制とありますが、「 24時間365日同一の実施体制を要するもので はない」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運営業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	20	イ-(イ) (P20)イ-(イ)本事業の主たる内容に「マスター 作成」とありますが、事業者が実施する業務に 関しては明示されておりません。表2.(1).2業務 区分表(p26)では、マスター情報の作成は市側 の主担当(民間は従担当・協力)となっており、 表2.(1).3費用負担区分表(p27)では、マスター 情報の作成にかかる費用は市側の負担となっ ています。マスター作成に関する、貴市と民間 事業者の業務分担及び費用負担の考え方を ご教示下さい。	マスター作成については、事業者の業務になります。 要求水準書(運営業務関係)P26「表2.(1). 2本業務で想定している業務区分表」の「マス ター情報の作成」とは、どのようなマスターを採用 するかという決定の趣旨であり、これについては 市が行います。費用負担については、要求水準 書(運営業務関係)P27「表2.(1).3本業務で 想定している費用負担区分表」のとおりです。
182	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運営業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	21	(ウ)協働の病院運営aのなかで、患者ごとの診 療原価などを把握することが医療情報システム のなかで構築することが求められています。が、 消費管理の業務区分では、市側で消費時点 での消費実施入力を行うことになっておりま す。このことは、物流管理業務を受託した事 業者が、原価管理のデータを取り込むシステ ムを構築して、そこで入力されたデータを医 療情報システムへある一定の形で投げるこ とが出来ればよいという理解でいいのでしょ うかまた、この時に実施する消費実施入力 は、外来・病棟・手術・放射線に至るすべ ての部署で市側のスタッフで入力を行うとい う解釈でいいのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準書(運営 業務関係)P37「表3.1本業務で想定してい る業務区分表(2/2)」の末尾に記載してい る5に留意のうえ、消費実施入力時に医療 スタッフの作業負担ができるだけ少なくな るよう、提案を期待しています。
183	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運営業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	21	医療情報システムはマルチベンダー方式である ため、システム構築時の責任者(1名)につ いては500床以上の病院での構築経験者とし ますが、各ベンダーの主担当者については 一般病院での構築経験者とします。	システム構築時の責任者は500床以上の病 院で医療情報システムを構築した経験の あるものとして下さい。各部門システ ムの主担当者の経験等、業務の実 施体制についてはご提案に委ねま す。
184	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運営業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	21	オ-(ア)-c 「情報技術、医学・医療および医療情報シ ステムに関する知識を持ち、医療・医療施設 の現場経験および医療情報システムの開発 経験を持つスタッフを配置すること」とあり ますが、これは「医療経験者(看護師など) 」と「医療情報システムの開発経験者」な ど、複数の人数でこの要件を満たせばよ ろしいでしょうか。	ご質問の要件については、スタッフ個人が 満たすものであり、複数の人数で満たす ことは想定していません。なお、本要 件における「医療・医療施設の現場 経験」とは、医療情報システムの開発 において、医療・医療施設の現場と各 種協議等を行った経験を想定してい ます。
185	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運営業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	22	カ(イ)DPCの導入等とあるが、導入時期は開 院後と理解すればよろしいのでしょうか。 導入時期についてご提示ください。	開院時までの導入を想定しています。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
186	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	22	gの中で新病院移転時から極力ペーパーレス運用を行うため、(a)紙カルテの既存データを電子化とあるが、紙カルテは新病院へ持ち込まないのか？また、入外カルテ5年分の情報を電子化できると想定しているのか？	紙カルテは、原則新病院に持ち込まないことを想定しています。また、入外カルテ5年分の電子化は、事業者の業務範囲であり、その詳細については運営業務資料2 現病院に関する参考資料P10「1.医療情報システムデータ移行に関する参考資料」をご参照ください。
187	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	22	(オ)g(c) / 他院へのデータ貸出はどのように対応するのか。	新病院の開院時まで、フィルム貸出しを想定しています。ただし、これをもって本業務で電子化する既存画像データを他院へ貸出しする提案を妨げるものではありません。
188	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	22	オ - (オ) - g 既存データの電子化について、紙カルテについてはスキャナーで読み込んで画像データとして保存する作業と考えてよろしいでしょうか。また、紙カルテに添付されている書類も画像データとして保存する作業が含まれるでしょうか。	紙カルテの電子化の方法については、ご提案に委ねます。 紙カルテに添付されている書類で診療記録等に該当するものは保存の対象となります。
189	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	22	オ - (オ) - g - (b) 「既存システムのデータ」のうち新病院への移転対象となる、「患者基本情報」「検査データ」「その他必要なデータ」のそれぞれに関し、具体的な項目名・概要をご明示下さい。変換データをインストールするインターフェースの設計が必要とおもわれます。	「既存システムのデータ」の項目名・概要については、同規模の他病院におけるデータ移行の事例等を参考に、事業者にて想定をお願いします。なお、これらについては医療情報システム要求仕様書作成時に具体的な協議を行うものと考えています。
190	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	22	”24時間、365日、良好なレスポンスのもと、安定して稼動するシステム”とありますが、稼働率100%を実現するには通常のシステム構築及び運用とは、比較にならない程の莫大な費用がかかりますが、現実的ではないので、稼働率は100%でないものの、現実的な範囲でのシステム構築と考えてよろしいですか？	ご質問の文言は稼働率100%を意味するものではありません。事業者には、同規模の他病院における事例を参考に、本業務の目的を達成し、費用対効果の優れた「良好なレスポンスのもと、安定して稼動するシステム」のご提案を求めます。
191	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	23	運営業務資料1は、要求項目を部門ごとに羅列したものであるため、効率的なシステム化を図る上で、機能を整理して提案できるものと考えます。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	23	学習用コンテンツのうち医療に関する内容については、市にて監修いただくものと考えております。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
193	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	23	"外部環境の変化に対応できるシステム"、"5病院の医療情報システムとの接続・連携について配慮したシステム"、"地域医療機関の医療情報システムとの接続・連携に配慮したシステム"、"PKIを用いた証明書の発行、利用に配慮したシステム"等とありますが、現在はそれらを実現できる環境にありませんが、それらを実現する時になった場合、要求水準の変更によるものとして、別途、費用措置がなされると考えてよろしいですか？	ご質問の事項は、医療情報システムの譲渡日までは事業契約書(案)第56条に基づき取扱うこととなります。譲渡日以降については、ご理解のとおりですが、外部環境の変化にできるだけ簡易に対応できる提案を期待しています。
194	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	24	平成18年10月公開の、実施方針に関する質問の回答補足資料P146表2.(1).11-2-8救急部門システムの整備区分は「医療機器システム」でしたが、平成18年11月公開の要求水準書(運營業務関係)P24表2.(1).11-2-9救急部門システムの整備区分は「医療情報システム」に変更されています。当該機器の調達を医療情報システム担当協力法人が行うという理解でよろしいでしょうか。	救急部門システムの整備については、運營業務資料1「医療情報システムの要求事項P107」1.2.9救急部門システム」をご参照ください。生体情報モニタに関しては、医療機器整備とし、市側にて対応を考えております。
195	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	26	表2.(1).2既存データのシステムへの移行とあるが、実際の作業内容・作業量等について、具体的にお示しいただけないでしょうか。紙カルテ 既存システムのデータ 既存画像データ等、其々をお願いします。	運營業務資料2「現病院に関する参考資料P10」1.「医療情報システムデータ移行に関する参考資料」をご参照ください。
196	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	26	表2.(1).2既存データシステムへの移行/電子化に伴い、逆紹患者への診断書、データなど電子化に対応しない病院への情報提供はどのようにするのか。	紙、フィルムでの対応を想定しています。
197	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	26	表2.(1).2既存データシステムへの移行/電子化に伴い、診断書・紹介状・検査結果類の保管運用はどうするのか。	ご質問の事項は医療情報システム構築業務の提案の一部と考えています。なお、保管が法定された書類については、保管運用することとなります。
198	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	26	表2.(1).2既存データシステムへの移行/電子化に伴い、公費・生保の申請用紙・意見書は電子化に伴いどう運用されるのか。	197の質問及び回答をご参照ください。
199	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	26	表2.(1).2既存データシステムへの移行/電子化に伴い、新病院までの5年間の書類の保管運用はどうするのか。	197の質問及び回答をご参照ください。
200	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	26	表2.(1).2既存データのシステムへの移行、既存システムのデータ、データ変換について、市が主担当となっていますが、各システム毎に市側が処理される業務内容をご教示ください。	市は、既存システムのデータを、本業務で整備を行う医療情報システムにインストールできるファイル形式にデータ変換します。なお、データ変換したファイルは中間ファイルになると想定してください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
201	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	26	表2.(1).2 市側で行われるデータ変換作業後のデータの 内容(真正性)チェック作業は市側の作業と考え てよろしいでしょうか？	最終確認は市が行います。
202	要求水 準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(1)医 療情報 システ ム構築 業務	26	表2.(1).2 医療機器系システムについては、市側が調達 する医療機器と関連して、運營業務資料1のP1 57の図では別途となっていることを正として理 解するという点でよろしいでしょうか？ その場合、医療機器系システムの医療情報シ ステムや部門システム間の接続費用の負担(イ ンターフェースの設計・開発費用など)はどのよ うに考えればよいかが教示ください。	前段については、ご理解の通りです。後段の接 続費用負担については、医療機器系システムに ついては医療機器側、医療情報システムについ ては、情報側と考えます。
203	要求水 準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(2)医 療情報 システ ム運 営・保 守業務	28	本業務の事業期間は開院後5年間とありま すが、6年目以降について状況次第で継続となる 可能性はございますでしょうか。	継続となる可能性もあります。医療情報システ ムの6年目以降の取扱いについては、要求水準書 (総則及び統括マネジメント業務関係)P14「第2 1ウ(エ)開院6年目以降の医療情報システム更 新・運営統括」をご参照ください。
204	要求水 準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(2)医 療情報 システ ム運 営・保 守業務	28	工(ア)病院運営にあたり使用する消耗品費とあ るが、診療[診察時]等に関するもの以外で、 (1)医師等、市職員が患者情報を収集するた めの出力帳票(2)議会に提出される資料(3)院内 の会議に使用される資料(4)各部門勤務表等、 その他様々なケースが想定され、消耗品費[出 力用紙・使用インク等]が必要とされるが、これ らについては、市の消耗品と考えるべきではな いでしょうか。これらのものが事業者の負担と なるのであれば、年間の使用量・使用目的[想 定される事象]等をお示しいただけないでしょ うか。	各運營業務にて、事業者の業務遂行上必要な諸 帳票類、消耗品を除き、市の費用負担となりま す。
205	要求水 準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(2)医 療情報 システ ム運 営・保 守業務	28	工(イ)診察カード…電磁的媒体等とあるが、 自動精算機など 電磁的媒体等、左記下線に あたる部分はどのようなものを想定されてい るのですか。	については、初診番号発券機、検査室受付番 号発券機等を想定しております。については、 インクリボン、トナー等各種消耗品を想定して おります。なお、ご質問の項目は要求水準書(運 營業務関係)P28「2(2)工事業者が負担する費用 (ア)」の例示です。要求水準書の明確化のため、 要求水準書(運營業務関係)P28「2(2)工事業者 が負担する費用」を訂正します。
206	要求水 準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(2)医 療情報 システ ム運 営・保 守業務	28	本文「良好なレスポンス」とは、開発仕様や、社 会通念として当時の新製品汎用機の仕様感覚 にも依存するため、良好なレスポンスとなる様 、保守・運用業務の範囲内で努め、通常想定さ れるレスポンス低下の原因回避を業務として行 う事と認識していますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業者には、同規模の他病 院における事例を参考に、本業務の目的を達成 し、対費用効果の優れた「良好なレスポンスの もと、安定して稼動するシステム運用」の提案を 求めます。
207	要求水 準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(2)医 療情報 システ ム運 営・保 守業務	29	本文「プログラムの軽微な変更」とは、システ ムの軽微な変更とは、マスタ変更により対応可 能なシステム変更範囲、及び診療報酬改定に伴 う変更、軽微な運用変更に伴うプログラム変更 で、大規模なプログラム変更は伴わないと認識 していますが、よろしいでしょうか。 システム変更の軽微、大規模の判断は、事 業者が想定している年間の運用範囲とする。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
208	要求水準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(2)医 療情報 システ ム運 営・保 守業務	29	オ(ウ)c院内の運用変更…次のとおりである。 とあるが、軽微な…変更との記載があるが、軽 微な表現を定義および事例にて提示していただ けないでしょうか。	207の質問及び回答をご参照ください。
209	要求水 準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(2)医 療情報 システ ム運 営・保 守業務	31	本業務の開院後5年間契約期間中にシステムの 更新が行われるようなケースが発生した場 合、ハードウェア整備、ソフトウェア開発業務、 及び費用については事業者側業務に含まれる のでしょうか。	医療情報システムの更新については、原則、市 の負担となります。
210	要求水 準書 (別添 1-3)	2医療 情報シ ステム 構築・ 運營業 務	(2)医 療情報 システ ム運 営・保 守業務	31	病院職員へのシステムの操作教育は市と事業 者のどちらの業務区分となるでしょうか？	医療情報システムの当初の病院職員への操作 教育は、要求水準書(運營業務関係)P26「表2. (1).2本業務で想定している業務区分表」に記 載のとおり、事業者の業務となります。
211	要求水 準書 (別添 1-3)	3物流 管理運 營業務		33	2006/9/9付け質問回答書では、メール室業務、 一般消耗品の注文受け付けは物流管理運營業 務に含むものと想定しているとのことでした が、要求水準書には記載されておりません。 メール室業務、一般消耗品注文受け付け業務 は事業者の業務外と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の業務は要求水準書(運營業務関係) P36「表3.1本業務で想定している業務区分表 (1/2)」の下段一般診療材料、特定保険医療 材料、日用品、事務用品、印刷物等に該当し、事 業者の業務範囲に含まれます。
212	要求水 準書 (別添 1-3)	3物流 管理運 營業務		33	納入業者との価格交渉は市の業務範囲と考 えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、物品の仕様や価格の情 報など、物品の調達支援は事業者の業務となり ます。
213	要求水 準書 (別添 1-3)	3物流 管理運 營業務		34	RI・放射性医薬品・麻薬・輸血用血液につい ては、物流管理システムを病院職員が使用して 管理ができるという体制を構築すれば良いとい うことでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	要求水 準書 (別添 1-3)	3物流 管理運 營業務		33	「RI、放射線医薬品、麻薬、輸血用血液(搬送 除く)の物流管理」についての管理システム構 築・運営・管理は、業務区分及び費用とも市側 負担と考えてよろしいでしょうか。事業者の方で 構築する物流管理システムにも含めないと考 えてよろしいでしょうか。	213の質問及び回答をご参照ください。
215	要求水 準書 (別添 1-3)	3物流 管理運 營業務		34	(ウ)協働による病院経営のなかで、RI、放射線 医薬品、麻薬、輸血用血液についての一元的な 管理が行えるシステム構築とありますが、当然 ながら各種取扱管理者の下での管理品というこ とで、取扱・管理方法とも厳重且つ慎重である べきと考えます。市側での管理の中での協働運 営ということで、教育・指導・取扱・管理まで一貫 したシステムの構築が必要と考えます。当然の ことながら各管理者様からの指導・指示でのシ ステム構築と理解すればよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
216	要求水 準書 (別添 1-3)	3物流 管理運 營業務		36	「定数管理品・セット化等の基準案作成」につ いては、病院職員の能動的な協力がなければ実 現しないと考えます。事業者のみならず、職員と の協同作業と考えますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
217	要求水準書 (別添1-3)	3物流管理運営業務		36	調剤行為は含まれないとはいえ、向精神薬等が含まれる以上、薬品については薬剤師等の資格者が勤務対象ということによろしいでしょうか。	業務従事者の要件として、薬剤師の資格は必要と考えていません。
218	要求水準書 (別添1-3)	3物流管理運営業務		36	表3.1業務区分表において、注射、内容・外用剤・・・払出し準備における、セット組の定義[作業範囲]をお示しいただけないでしょうか。市サイトで調剤行為が行われた医薬品等を薬剤部内の保管管理場所(市)に配置する行為は、市と考えてよいのでしょうか。その保管場所に引き受けに行く行為が事業者と考えてよいのでしょうか。	調剤行為にあたるものを除き、事業者の業務範囲と考えています。調剤された医薬品の引渡しについては、効率的で市の薬剤師への負担ができるだけ少なくなるような提案を期待しています。
219	要求水準書 (別添1-3)	3物流管理運営業務		37	ここでいう「借受材料・機器」とはどのようなものを想定されているかお示しください。	インプラント類等を想定しております。
220	要求水準書 (別添1-3)	3物流管理運営業務		38	医療情報システムの構築において、部門システム整備については、事業者が調達し、市に所有権移転するとなっておりますが、SPDソフトの使用権という解釈でよろしいでしょうか。各社で開発されたソフトの使用については、市側での所有権移転は問題ないですが、ソフトの著作権・意匠権等の所有権移転となると色々な問題が発生するかと思いますが、如何でしょうか	医療情報システムのソフトウェアの著作権の取り扱いについては、事業契約書(案)第57条をご参照ください。なお、医療情報システムのハードウェア及びネットワークは、市に所有権を移転します。
221	要求水準書 (別添1-3)	3物流管理運営業務		39	物品の所有区分表での一般材料・特定保険診療材料において、未開封は納入業者・開封後は市側とありますが、この時の未開封の解釈ですが、通常、箱から小分けされたバラ単位はメーカーへの返品も不可能と考えますが、現場預託したバラ商品の所有権は、どうなるのでしょうか。新規物品採用における現商品の取扱等についてのお考えをお聞かせください。	ご質問のように、物品により所有権移転時の形態(箱単位、バラ単位)は一律に取扱えるものではありません。ご質問の「物品の所有区分表」は、市ができるかぎり在庫品をもたないという考え方をもとに、現時点で想定しているものですので、同規模の他病院の事例等を参考に、消費管理のしやすさや病院スタッフの負担軽減等の観点から、検収場所やどのような預託方法がよいかも含め、効率的な物流管理システムのご提案をお願いします。なお、新規物品採用における現商品の取扱いについては、上記の所有区分とあわせて、最終的には市と納入業者の協議により決まるものと考えています。
222	要求水準書 (別添1-3)	3物流管理運営業務		39	『品目：一般診療材料、特定保健診療材料区分：未開封＝物品の所有者・納入業者開封後＝物品の所有者・市』に関しまして、物品の単位(例：シリンジ・本单位？箱単位？)は何でしょうか。また検証はどこで行うことを想定されていますでしょうか。	221の質問及び回答をご参照ください。
223	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(1)総合案内業務	40	オ(ア)b接客サービス業の経験とはどのような業種をさすのか。病院の受付経験は接客サービス業経験と認めるのか。	接客サービス業の経験とは、ご質問にある他病院の受付・案内のほか一般的な受付・案内業務等を想定しています。本業務において、病院来訪者に対して、誠実で気遣いが行き届いたもてなしの心で案内が行える人材の配置を期待します。
224	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(1)総合案内業務	40	オ(イ)b受診に関する援助とは何をさすのか。診察室内まで場合によっては支援するのか。	要求水準書(運営業務関係)P42「表4.(1).1本業務で想定している業務区分表」をご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
225	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(1)総合案内業務	40	総合案内業務の業務開始は8:30ですが、外来エントランスの開錠時刻をお示し下さい。	現病院では、7:30に外来エントランスを開錠しています。新病院でも、同程度を想定しています。
226	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(1)総合案内業務	40	オ-(イ)-a 「患者や家族の案内や相談・要望等に対して誠実な対応を行う」とありますが、総合案内業務の業務内容は表4.(1).1業務分担表(P42)によると「案内・誘導」「受診に関する援助」「玄関・フロア環境の整備」「院内スタッフへのマナー研修の実施」と記載されておりますので、事業者の業務範囲は、相談・案内に適切な病院ご担当者にお引渡しすると理解してよろしいでしょうか。	病院職員でしか対応できない相談並びに案内については、病院職員に引き継いでください。案内や簡易な相談については、事業者による対応をお願いします。
227	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(1)総合案内業務	41	(ウ)bについて案内・誘導サインについての改善提案に基づきサインの変更が必要となった場合の費用負担は？	ご質問のような場合は、事業契約書(案)第77条及び第78条に基づき取扱うことになります。
228	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(1)総合案内業務	42	記載台、再来受付機、FAX、自動会計精算機等の環境整備用資材費が事業者の負担となっておりますが、電子カルテシステムとのインターフェイスの問題など(電子カルテ等のシステムが決まっていない状況)や受託企業の変更などで、環境整備資材が撤去されるというリスクを考えた場合、事業者が調達し市に所有権を移転するか、什器備品等と同じく市の調達にするなど整備費の負担区分の変更は可能でしょうか。	ご質問の環境整備資材とは記載台、再来受付機、FAX、自動会計計算機等の環境整備に使用する消耗品(清掃用具等)を指すものです。
229	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(2)電話交換業務	43	オ(ア)b外国語への対応ができる体制とあるが、日本語含む5ヶ国語が話せる人員が必要という要求水準ととらえないといけないのか。事業者はその人材がいればよいと考えてよいのか。電話交換業務だけで、人員確保はかなり難しいと考えられる。なお、現在の病院においても同様の対応がなされているのでしょうか。	ご質問の事項は、業務従事者の配置を規定するものではありません。事業者には、外国語への対応が出来る体制の構築についてご提案を求めます。 なお、現病院においては委託職員にて英語を中心に対応を行っています。
230	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(2)電話交換業務	43	オ(ア)cについて、広域災害発生時、電話回線のバンクと電話会社による通信規制、電話線の断線等が想定されるが、維持するべき業務の質とは？	ご質問のようなケースにおいても、院内の伝言伝達や院内放送業務等を実施できる体制を求めています。
231	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(2)電話交換業務	43	オ(ア)aコールセンターの実務経験とはどのような業種をさすのか。一般企業の事務経験はあたらぬのか。(医療関係の知識はあるものとする)背景...近年のコールセンターはあらかじめ内容により番号で振り分けられるので、決まった内容への対応であり、医療機関の臨機応変な対応にはかえって不向きではないか。	コールセンターの実務経験とは、一般的な電話交換や電話による問合せ・苦情・相談の経験を想定しています。本業務において、電話利用者からの問合せに適切に対応できる人材の配置を期待します。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
232	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(2)電話交換業務	43	オ(ア)aについて、常駐配置とあるが、24時間、コールセンターの経験者が配置されることを求めているのか？	ご理解のとおりです。
233	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(2)電話交換業務	43	イ(ア)b問い合わせ記録の作成とはどのようなものか。また、オ(イ)b記録を作成し、サービスの質を向上させるよう活用することとあるが、この作業の主体はどこになるのか。また、具体的にどのような目的を想定されていますか。	前段については、ヘルプデスク・コールセンターで対応した内容を記録することです。後段については、市と事業者が協働で取り組み、各々の業務改善につなげたいと考えています。
234	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(2)電話交換業務	43	イ(イ)伝言伝達業務について。伝言は各部署で受けるのではなく、電話交換で受けるのか。または医師への伝言のみ受け付ける等、何か区分はあるのか。具体的に教えて下さい。	代表番号への電話は全て電話交換で受け付けることとなります。適切な伝言先への迅速で正確な伝言伝達をお願いします。
235	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(2)電話交換業務	43	電話交換業務の「ヘルプデスク・コールセンター業務」は、病院医療スタッフを対象ではなく、院内外の一般市民や入院患者およびその家族からの電話問い合わせに対応する業務と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。病院医療スタッフからの問合せ、要望、苦情等への対応は統括マネジメント業務のOSM業務にて事業者を実施していただくこととなります。
236	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(2)電話交換業務	43	オ-(ア)-b 「外国語での対応ができる体制を構築すること。」とありますが、24時間、365日同一の体制でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(3)市民健康ライブラリー運営業務	46	市民健康ライブラリーの什器備品整備には患者や市民が使用するOA機器等も含まれると認識して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(3)市民健康ライブラリー運営業務	48	表4.(3).1業務区分表において、学習支援における業務内容に「学習用ICTコンテンツの作成」が事業者の主担当として記載されていますが、P46の本業務の主たる内容に「学習用ICTコンテンツの作成支援」とあります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	院内スタッフとの協議の上、コンテンツ作成をお願いしたいと考えております。要求水準書(運営業務関係)P46「4(3)イ(ア)患者や市民の医療についての学習支援c」の「コンテンツ作成支援」を「コンテンツ作成」に訂正します。
239	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(3)市民健康ライブラリー運営業務	49	学習用ICTシステムの更新をおこなう際、リースを選択することは可能でしょうか。また、可能な場合、リース対象品の所有権について、事業期間中はリース会社が保持し、事業期間終了後、市に所有権譲渡する形になりますが、よろしいでしょうか。	本業務の要求水準を達成するにおいて、リースでの調達を拒むものではありません。ご質問の所有権移転については、原則として、SPCとリース会社との契約の問題と考えています。事業期間終了後のリース対象品の取扱いについては、別途市とSPCとの協議となります。
240	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(4)利便施設運営業務	50	テレビ・インターネット等の機能付きベッドサイド端末の整備及びコンテンツ作成・運営が独立採算業務であり、事業者の費用負担となっておりますが、医療・診療情報等の参照・入力機能などは医療情報システムによる整備・保守・運営であり、利便施設業務としてのベッドサイド端末のコンテンツ作成・運営には含まれないと理解して宜しいでしょうか。	要求水準書で想定している業務区分に関しては、ご理解のとおりですが、利便性の高いトータルシステム構築のご提案を期待しております。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
241	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(4)利便施設運営業務	50	病室内でのアメニティ向上を目的とされたご見解と認識しておりますが、入院される患者様は特に高齢者が多く、弊社の調査によれば全国の300床以上の急性期病院でのベットサイド端末設置率は1%台で、利用率は1割も満たしません。テレビの利用率が高い理由は身近にあり使い勝手が良いことです。ベットサイド端末の普及率はこれから高くなっていくと思いますが、テレビとベットサイド端末を連動させることは利便性を損なうことになり、患者様の満足は良いとは言えなくなるのではないのでしょうか。	患者サービス向上の観点から、テレビ及びインターネット等の機能付きベッドサイド端末の整備は必要と考えております。
242	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(4)利便施設運営業務	50	超急性期を目指す本病院では、理美容などはニーズが減少し事業性が見込めなくなる虞があります。事業性が見込めない場合でも、ここに記載されたサービスを独立採算で供給し続けることはできません。事業内容の見直しは柔軟にできることとしていただきたくお願いします。	ご質問の事項は、事業契約書(案)第77条及び第78条に基づき取扱うこととなります。
243	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(4)利便施設運営業務	53	駐車場運営業務に関し、利用料金は市が定めるとありますが、駐車場運営業務のサービス対価は事業者にお支払いいただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	要求水準書 (別添1-3)	4顧客サービス業務	(3)市民健康ライブラリー運営業務	56	検査インフォメーション室、栄養相談室が市民健康ライブラリー内に設置されますが、両室の業務は市が行うと理解してよろしいでしょうか。	ご質問の事項は、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P57「1(1)ケ(イ)b(m)市民健康ライブラリー」に関するものではないでしょうか。ご質問については、ご理解のとおりです。なお、150の質問及び回答もあわせてご参照ください。
245	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(1)検体検査業務	56	事業者が実施する業務は、細菌・感染症検査、輸血検査、病理検査、遺伝子検査を除く検査とあるが、救急ユニット、時間外、日当直における当種類検査(緊急輸血等)は事業者の対象外と判断してよろしいでしょうか？	時間外、日当直を含め、「細菌・感染症検査、輸血検査、病理検査、遺伝子検査」を除く検体検査が事業者の業務範囲となります。ただし、救急検査ユニット内の業務は、市が行います。
246	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(1)検体検査業務	57	「院内で実施する検査項目は、現行の実施項目を踏まえ、病院の提供する救急・高度医療への対応を考慮して決定すること。」とあるが、表5.(1).3に示された院内検査項目以外は、今後ご提示されるのでしょうか？	要求水準書(運営業務関係)P62及びP63「表5.(1).3想定検査区分及び検査結果入力までの時間」に記載された検査を院内・院外のいずれで行うかは事業者の提案となります。本業務で想定している検査項目に関しては、様式311別紙「検体検査業務費用内訳書」をご参照ください。
247	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(1)検体検査業務	57	「緊急検査、即時検査、通常検査」において時間の記載がありますが、この時間は検体到着から、検査結果入力終了までの時間と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(1)検体検査業務	62	表5.(1).3に提示された検査項目と「運営業務資料2-現病院に関する参考資料」のP13~20に掲げる検査項目に相違があるが、院内検査項目は要求水準書に掲げる項目に限定してよろしいでしょうか？また今後明示されるのでしょうか？	246の質問及び回答をご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
249	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	64	宗教上やアレルギー等で喫食できない食品がある場合は、情報システム上の患者情報の必要箇所に病院側で禁忌食品名を入力していただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	65	オ(ア)nのISO22000の認定は、本病院にて取得するという認識でよろしいでしょうか。	食事の提供業務を行う事業者がISO22000を取得し、本病院で認定に準拠した運営を行うことを想定しています。
251	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	65	オ(イ)cに食材購入基準と記載がありますが、ISO22000に則った基準との理解でよろしいでしょうか。	食材購入基準は、安全で良質な食材が購入できるよう、市の栄養管理士と協議のうえ、作成していただくものです。食材の安全管理の点では、ISO22000に準じた基準になると考えています。
252	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	65	オ(イ)c給食材料の調達について、栄養補助のための食品も含むとの認識でよろしいですか。また、当該食品の種類について病院より指示があるとの認識でよろしいですか。	前段については、ご理解のとおりです。後段について、給食オーダー時に食品の種類を病院が指定することになります。
253	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	65	オ(ア)j食事の配膳業務は、ベッドサイドまでの配膳を事業者にて実施するとの認識でよろしいでしょうか。	事業者には、ベッドサイドまでの配膳ではなく、配膳車を病棟の指定場所まで搬送していただくことを想定しています。
254	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	65	オ(ア)lの広域災害時等のための備蓄食材及び器材等の準備は、何名程度を対象として想定されていますか。	患者1000名程度を想定しています。なお、備蓄食材の選定にあたっては、各種病態の患者に対応できるよう配慮してください。
255	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	65	「適切な温度管理をした上で配乳すること」とありますが、配乳とは配膳と同様に病棟指定場所までの搬送と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
256	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	67	表5(2)1(1/3)の厨房機器及び調乳機器の保守・管理業務を事業者にて実施するとなっておりますが、機器のメンテナンスにかかる費用も事業者にて負担するということですか	ご理解のとおりです。
257	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	69	表5(2)1(3/3)調乳業務は、1日に何回行いますか。また、配乳は、何時でしょうか。	現病院では、調乳を1日1回行い、12時頃に配乳しています。新病院でも、同程度を想定しています。
258	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	69	表5(2)1(3/3)調乳業務を実施するに当たり、業務実施者の資格・経験等条件はございますか。	要求水準書(運営業務関係)P64「5(2)オ(ア)業務実施体制m」にお示りする資格・経験を求めています。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
259	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	70	厨房機器整備費、調乳機器整備費は事業者が調達し、市に所有権を移転すると記載されていますが、サービスの対価の支払い方法は所有権移転と同時に一括支払いか、割賦払いになるのでしょうか？サービスの対価の扱いについてご教授下さい。	厨房機器整備費及び調乳機器整備費は施設整備費に含めて、出来高払いする予定です。
260	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	70	食器の調達・保守・更新は事業者負担となっていますが、湯のみ、箸なども事業者が用意すると理解してよろしいでしょうか。	ご質問の湯のみ・箸に関しては、原則、入院患者の持参を想定しております。
261	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(2)食 事の提 供業務 (患者 給食)	70	災害時用の食材・食事提供用器材費の保守管理は市側の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担となります。
262	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(3)滅 菌消毒 運営業 務	71	本業務は院外滅菌を想定していないように思われますが、全ての部門の滅菌物を院内で一元化して取り扱うという認識でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす範囲で、院外滅菌の提案を妨げるものではありません。
263	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(3)滅 菌消毒 運営業 務	71	リネン類の滅菌とありますが想定している種類、品目、使用予想数量などはご開示して下さい。	様式314別紙「洗濯業務費用内訳書」をご参照ください。
264	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(3)滅 菌消毒 運営業 務	74	滅菌装置の法定点検およびエチレンオキسدガスの環境測定に関する経費は神戸市・事業者どちらでしょうか。	法定点検、環境測定ともに事業者の経費負担となります。
265	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(3)滅 菌消毒 運営業 務	74	洗浄、乾燥、包装などに必要な機器類は市もしくはSPCどちらの経費負担となるのでしょうか。	ご質問の機器類は、事業者の経費負担となります。
266	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(3)滅 菌消毒 運営業 務	74	各種消耗品の経費負担には洗浄剤、防錆剤などの費用も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(3)滅 菌消毒 運営業 務	76	事業者が調達する滅菌装置設備の範囲は洗浄・乾燥・作成に関わる設備も含まれと考えてよろしいですか。また、滅菌機器の種類(プラズマ等)の調達等は事業者の判断と考えてよろしいですか	前段についてはご理解のとおりです。後段について、要求水準を満たす範囲内において、滅菌機器の種類の設定は事業者の判断によるものとなります。
268	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(3)滅 菌消毒 運営業 務	76	市が調達する器材の内容をお教えてください。収納・保管に関わる棚及び使用済み器材の回収に関わる、搬送用台車・カート・作業台等も市が調達すると考えてよろしいですか。	器材とは、器械並びに鋼製小物を指します。ご質問のものについては、滅菌コンテナ、回収コンテナ、搬送用カート、作業台等備品として、事業者にて調達し、費用を負担していただくこととなります。要求水準の明確化のため、要求水準書(運営業務関係)P74「表5.(3)」、1本業務で想定している業務区分表(1/2)及びP76「表5.(3)」、2本業務の費用負担区分表」を訂正します。
269	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(3)滅 菌消毒 運営業 務	76	内視鏡センターの設備及び什器備品(洗浄機・殺菌灯・保管棚等)は市が調達すると考えてよろしいですか。	本業務で使用する設備並びに什器備品の調達は事業者の業務範囲です。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
270	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(4)洗 濯業務	77	マットレスの消毒管理及びベッドの消毒及び管理に共通して褥創マット管理は洗濯業務に含まれているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(4)洗 濯業務	77	供給対象品目以外で、特に手術室や新生児部門等では特殊なリネン類が存在すると思われるのですが、それらの取り扱いはどうなるのでしょうか。	特殊なリネン類については、市で調達を行い、事業者は洗濯のみを行うこととなります。品目・数量については、様式314別紙「洗濯業務費用内訳書」をご参照ください。
272	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(4)洗 濯業務	81	各業務に共通しておりますが、医療情報システムの部門システムは事業者が調達し、市に所有権を移転するとありますが、費用は医療情報システムに含まれるものであり、今回の入札金額には含まれないものと理解して宜しいでしょうか。	事業者が調達する部門システムは、医療情報システム構築・運営業務に計上し、入札金額に含むものとします。
273	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(5)医 療機器 保守点 検業務	82	光熱水費は事業者ということが書かれてありますが、一方87ページの費用区分表では市となっております。どちらが正しいのでしょうか。	ご質問の部分は、「事業者は以下に示すものを除き、本事業にかかる全ての費用を負担する」ということですので、光熱水費は市の費用負担となります。
274	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(5)医 療機器 保守点 検業務	82	生命維持管理装置の日常点検は事業者業務とされておりますが、一方85ページの業務区分表では市が主業務、事業者が従業務となっております。そのような理解で、従業務にかかる費用負担についても市であるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の部分は、「事業者は以下に示すものを除き、本事業にかかる全ての費用を負担する」ということですので、生命維持管理装置の日常点検は市の業務とご理解ください。生命維持管理装置の日常点検において事業者が行う従業務とは、市の補助作業を想定しているもので、特段の費用負担が生ずるものとは考えていません。
275	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(5)医 療機器 保守点 検業務	82	医療機器保守点検業務の中で、メーカー保守点検・修理は、業務から除くとありますが、メーカー保守点検・修理という範囲が明確ではありません。医療機器の修理の場合、メーカー講習等認可の受けた点検業務以外は、すべてメーカー修理になってしまう可能性もありませんが、いかがでしょうか。保守点検業務は、通常可能と思われそうですが、修理業務となるとかなりの制限があるのでしょうか。	「メーカー保守点検・修理」とは、医療機器メーカーでしか実施又は対応ができない業務を指し、メーカー講習等の認可を受けて行える点検業務については、事業者の業務範囲内であると想定しております。
276	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(5)医 療機器 保守点 検業務	87	保守点検対象機器(共同利用機器含む)の範囲についてご教示下さい。	要求水準書(運営業務関係)P85及びP86「表5.(5).1本業務で想定している業務区分表」をご参照下さい。
277	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医 療関連 事務業 務	88	イ(イ)a(c)地域医療連携センター受付が設置されるが、外来検査室における人員配置についてご提示いただきたい。市職員(1)医師(2)看護師(3)ケースワーカー等(4)事務 市・事業者の業務分担について、明確にしていけないでしょうか。	については、16の質問及び回答をご参照ください。については、要求水準書(運営業務関係)P93からP97「表5.(6).1本業務で想定している業務区分表」をご参照下さい。
278	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医 療関連 事務業 務	88	イ(イ)a(e)臨床検査部門受付が設置されるが、外来検査室における人員配置について、ご提示いただけないでしょうか。市職員(1)看護師(2)その他 市・事業者の業務分担について、ご提示していただけないでしょうか。	277の質問及び回答をご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
279	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	88	イ(イ)a(K)投薬窓口受付等とあるが、等の意味合いについてご提示ください。外来受付業務の業務範疇に(a)-(k)以外にもあるとの表現でしょうか。もし、業務があるとすればどのような内容でしょうか。	ご質問の「等」とは、要求水準書に記載された部署以外の部署に事業者が受付業務の提案を行う場合に対応することを想定したものです。
280	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	88	イ(イ)a(K)投薬窓口受付等とありますが、受付・窓口の業務内容についてご提示ください。窓口受付に配置される方[人員数]はおられますか。職種はどのような方になりますか。職員の方がおられるのであれば、事業者との業務分担について御教授願います。薬品等の内容について患者様に質問を受けた場合には、市職員が対応をされるのでしょうか。事業者のみであれば、どのような対応をすればよいのかご提示ください。	については、事業者の提案に委ねます。については、16の質問及び回答をご参照ください。については、要求水準書(運営業務関係)P93からP97「表5.(6).1本業務で想定している業務区分表」をご参照ください。について、簡易な質問については事業者による対応を想定しています。
281	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	88	イ(ウ)健康診断等の諸請求業務とありますが、健康診断書「等」に含まれるその他の請求業務を具体的に教えて下さい。	妊婦検診、乳幼児検診並びに行旅病人等を想定しております。
282	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	88	(ウ)d / 再審査請求について、査定されたものが請求可能な場合、事業者側は督促・回収までが業務範囲であり、医師のコメント等が医師により必要な記載については医師の責任のもとおこなっていただけてと考えてよろしいのでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。ただし、医師の責任のもと、端末への入力作業の補助を事業者が行う場合があることを想定しています。
283	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	88	総合医局に受付が設けられますが、その受付業務は市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の業務は、事業者の業務となります。市としては、総合医局を含め各部署への来訪者に対する適切な対応と病院スタッフへの速やかな引継ぎが行われるような受付業務のご提案を期待しています。なお、ご提案にあたっては、施設設計・建設業務に記載のある受付を活用していただくことも可能です。
284	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	88	「ボランティアセンター」や「国際交流室」の受付業務がありませんが、市の業務範囲と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	88	「イ本業務の主たる内容(イ)受付業務d未収金督促にかかる業務」とありますが、業務範囲をご教示ください。	要求水準書(運営業務関係)P93からP97「表5.(6).1本業務で想定している業務区分表」をご参照ください。
286	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	88	「イ本業務の主たる内容(ウ)診療報酬請求関係業務d不備レセプト・医師再点検レセプトの修正業務」とありますが、電子カルテを想定した環境において診療記録に関わる内容の修正を、医師でなくこの部分の当該事業者が代替するという意味でしょうか。	282の質問及び回答をご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
287	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	89	工(工)利用者が利用する什器・備品について、市が負担する費用となっているが、本項目は院内図書室内の什器・備品の負担する費用を指しているのか。院内図書室内の什器・備品には、複写機(FAX)等、他にも多数必要と思われるが、市がすべて調達整備されると考えてよいのでしょうか。	については、ご理解のとおりです。の什器備品については、要求水準書(施設設計・建設業務関係)P11「1(1)オ(キ)備品計画」のとおりとし、院内図書室の什器並びに備品は事業者の業務範囲です。要求水準の明確化を図るために要求水準書(運営業務関係)P89「5(6)工(工)利用者が利用する什器・備品」を削除します。
288	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	89	「イ本業務の主たる内容(オ)院内図書室運営業務d図書・雑誌のレファレンス業務」とありますが、業務の詳細をご教示ください。例えば、図書の分類やタイトル・著者など以上の、内容詳細などに関するレファレンスを想定しているのでしょうか。	図書のタイトル、著者並びに発行年度等の分類業務を想定しておりますが、ご質問の内容詳細のレファレンスなど、よりよい提案を期待しています。
289	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	89	「イ本業務の主たる内容(オ)院内図書室運営業務b図書・雑誌の選定および購入、g図書・雑誌の廃棄」とありますが、購入図書及び廃棄図書の選定の支援とは、どのような支援を想定しているか、ご教示ください。	市が図書の選定・廃棄を行うにあたり、参考となる情報提供等を想定しています。
290	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	90	業務責任者について「病院経営管理者」の資格保持者が望ましいと記載されていますが、必ずしも保持者でなくてもよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	90	クレジットカードによる支払い対応とありますが、クレジットカード利用に伴う機器整備及び手数料の負担は市と理解して宜しいのでしょうか。	機器整備は医療情報システム構築業務の範囲内ですので事業者が行い、事業者が費用を負担するものと想定しております。手数料は、市の負担と想定しています。
292	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	90	オ(ア)qについて、医療知識とはどの程度を指すのか？	患者様への請求内容説明等に対応できる程度を想定しています。
293	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	90	才事業者が実施する業務の要求水準(ア)業務実施体制o業務従事者の資格のうち診療報酬請求事務能力試験は複数の財団・協会が実施しているが、指定はあるのか？また、その資格者は配置従事者全員に資格が必要か？	能力試験の主催団体について、特に指定はありません。また、従事者全員にその資格は求めていませんが、よりよい提案を期待しています。
294	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	90	オ(ア)j / 事務業務において(救急以外)24時間365日稼働する部署とは具体的にどの部署ですか。	救急にかかわる部門を想定しております。
295	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	90	(ア)業務実施体制:r「外国語や手話への対応ができる担当者を配置すること」とありますが、担当者の基準として求められる資格・要件はあるのでしょうか。また、有資格者などの配置を大前提にするのでなく、専用のコミュニケーション・ツールなどを活用し組織体制での対応を保證することの提案は、要求水準を満たすのでしょうか。	前段について、担当者に求める資格並びに要件はありません。後段についてはご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
296	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	90	(ア)業務実施体制:a~dにおいて、院内システムに関するしくみの構築が課せられていますが、市及びシステム会社との折衝・提案に参加し、構築を協働していくという解釈でよいでしょうか。また、上記構築に関する何らかの決定権が、この部分での該当事業者にあるということでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段について、決定は市が行うものと考えています。
297	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	91	(ウ)e同規模病院の調査とあるが、具体的にどのような調査を考えていますか。また、同規模病院への調査依頼は市及び事業者と協議の基、決定しますか。	業務改善プロセスは事業者が自ら取り組むものです。ご質問にある具体的な調査内容は、事業者の提案に委ねます。
298	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	91	現在想定されている新病院の開院時間、初診受付時間、再診受付時間、会計終了時間、診療時間などをお示し下さい。	ご質問の事項について、現病院では、以下のとおりとなっております。 開院時間:7:30~17:00 初診受付時間:8:45~11:45 再診受付時間:7:30~16:00 会計終了時間:17:00 診察時間:9:00~17:00 ただし、現在、診察時間(会計終了時間も連動)の延長が20:00頃におよぶ診療科があります。新病院においても同程度を想定しています。
299	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	93	地域医療連携センターの関連事務作業はどのようなものを想定すればよろしいでしょうか。要求水準書(施設設計・建設業務関連)の67ページに記載の業務は市の範囲と理解してよろしいでしょうか。	112の質問及び回答をご参照ください。
300	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	93	地域医療連携センターの業務は総合案内と同じく、月~金の8:30~17:30と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、業務の状況により弾力的な対応をお願いします。
301	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	93	表5.(6).1本業務で想定している業務区分表にて、「受付業務」のうち「再来受付機管理」に「携帯端末回収・再セット等」とありますが、携帯端末の運用範囲についてご提示下さい。全患者を対象とするのか、もしくは希望した患者のみとするのか。	全患者への対応を想定しております。
302	要求水準書 (別添1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	93	表5.(6).1本業務で想定している業務区分表にて、「受付業務」のうち「再来受付機管理」に「携帯端末回収・再セット等」とありますが、貸し出し・回収場所は各受付、と理解してよろしいでしょうか。もしくは、「貸し出し・回収センター(仮)」として集約されたものを想定していますか。	ご質問の事項は、本業務と医療情報システム構築業務の要求水準に基づく、事業者のご提案に委ねます。携帯端末の効果的かつ効率的な運用が行えるご提案を期待しております

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
303	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	94	表5.(6).1計算・会計業務・入退院計算業務における、在院請求[診療費]の通知について、入院患者様に対しての、診療費の請求について、月に何回通知するよう考えておられますか。月を跨った患者様については、月ごとの請求通知を考えておられますか。要求水準書としては、特に規定されていないと判断してよいのでしょうか。	現病院では について、月1回通知を行っています。 について、月ごとの請求通知を行っています。新病院においても同程度を想定しています。
304	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	94	表5.(6).1受付業務・会計窓口業務における、未納者対応・滞納者対応について、業務区分表には、事業者となっていますが、未集金督促にかかる業務[督促・徴収]は、市となっています。未納者対応における、業務内容についてご提示いただけないでしょうか。滞納者対応における、業務内容についてご提示いただけないでしょうか。	会計窓口における未納者・滞納者への対応・集金業務を想定しております。
305	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	94	入退院計算業務の在院請求において、患者様への請求内容説明は看護師が行うと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の業務は事業者の業務となります。
306	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	95	表5.(6).1受付業務における、収納金整理業務・未請求患者対応について、事業者となっていますが、未集金督促にかかる業務[督促・徴収]は、市となっています。未請求患者対応における、業務内容についてご提示いただけないでしょうか。	未請求患者への請求等を想定しています。
307	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	95	表5.(6).1受付業務における、収納金整理業務・病院への納付について、一日に何回納付するよう考えられていますか。時間帯についてご提示ください。	現病院では について、一日二回納付しています。 9:30及び20:00に行っています。新病院においても同程度を想定しています。
308	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	95	表5.(6).1受付業務における、収納金整理業務・収納関係出力リストの整理・保管について、事業者となっていますが、未集金督促にかかる業務[督促・徴収]は、市となっています。未集金が患者様から回収された場合の、入金処理は、市が行われると考えてよろしいのでしょうか。請求 未集金 入金までの作業手順[業務区分を明確にして]についてご提示いただけないでしょうか。	について、入金処理は収納金整理業務に含まれます。 について、要求水準書(運営業務関係)P93からP97「表5.(6).1本業務で想定している業務区分表」にお示しするとおりです。作業手順は、効果的かつ効率的な運用が行えるようご提案を期待しております。
309	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	95	表5.(6).1受付業務における、未集金督促にかかる業務・債権管理表の作成について、業務内容について、市の取り決め事項を含めて、ご提示いただけないでしょうか。	ご質問の業務内容は、本業務と医療情報システム構築業務の要求水準に基づく、事業者のご提案に委ねます。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
310	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	95	表5.(6).1受付業務における、医事相談窓口業務・受付・案内について、市職員の配置は想定されていないのでしょうか。人員配置についてご提示いただきたい。市職員(1)医師(2)看護師(3)ケースワーカー等(4)事務 市・事業者の業務分担について、ご提示いただけないでしょうか。[事例]分割払い・支払免除等の決定は、事業者範疇でなく、決定権は市にあると考えます。その他、市職員でないとは決定できない内容等も多いと思われます。	について、医事相談を行う市職員を配置します。については、16の質問及び回答をご参照ください。については、市は医事相談業務を行い、事業者は医事相談窓口業務を行うこととなります。なお、要求水準の明確化のため要求水準書(運営業務関係)P89「5(6)ウ(ウ)患者の医療相談業務」を「患者の医事相談業務」に訂正します。
311	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	95	表5.(6).1診療報酬請求関係業務・不備レセプト…修正作業とあるが、電子カルテで診療・請求[医事システム連動]を行った場合、電子カルテ側から修正しないと請求できないケースが起ります。その場合は、医師等に電子カルテを修正依頼した上で、レセプトの修正が完了します。[基本的(1)カルテに記載ある行為を請求しないと不正請求にあたる。(2)帳票はないと考えられます。]以上のようなことから、不備レセプトは、電子カルテの修正が行われて、事務で点検を行う手順が正当と思われる。事業者でのレセプトの修正作業は基本的にはなく、市での修正と考えます。ただし、電子カルテに関連しないもの等は、事業者の修正作業だと考えます。よって、業務区分表の業務内容を修正していただきたいと思いますが、如何でしょうか。	282の質問及び回答をご参照ください。
312	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	95	表5.(6).2費用負担区分表において、各部門において消耗品・印刷物等が発生すると思われませんが、市が費用負担すると考えてよいのでしょうか。[事例]診察[初診]申し込み用紙・診療費請求書・診断書等の封筒・病院パンフレット・病院案内書・入院のしおり・診療報酬請求明細書[用紙]・プリンターインク等、地域医療連携センターから発送される返信封筒・切手・印鑑等、かなりあると思われ。本要求水準書には、殆ど明確にされていないように思われますが…[どこかに記載があればあしからず]	原則として、ご理解のとおりです。ただし、事業者の業務遂行上必要となる消耗品及び通信費等は事業者負担となります。
313	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	96	表5.(6).1図書雑誌の選定および購入について、市が行う業務になっていますが、図書室に市職員の配置は何名想定されていますか。	現時点で、市職員の配置は想定しておりません。
314	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	96	診療情報管理業務は電子カルテでの運用を想定しておられますが、過渡期においては既存カルテ・フィルム等の併用が予想されます。これら既存カルテ・フィルムの運用について、特別な人員配置を行う、と解釈してよろしいでしょうか。	原則として開院と同時に電子カルテでの運用を想定しております。既存カルテ並びにフィルムの運用については、本業務と医療情報システム構築業務の提案により決まるものと考えています。効率的、効果的な運用が行えるご提案を期待しています。
315	要求水準書 (別添 1-3)	5医療 関連 サービス 業務	(6)医療 関連 事務業務	98	費用負担区分表では郵送費、内容証明郵便にかかる費用等は事業者の負担となっておりますが、未集金督促状の送付など病院運営に関する事由での郵送費は市の負担と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
316	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(6)医療関連事務業務	98	院内図書室運営体制の構築における費用負担区分についてシステム整備は事業者負担となっておりますが、書架等の什器備品は事業者の負担ではないと理解して宜しいでしょうか。	287の質問及び回答をご参照ください。
317	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(6)医療関連事務業務	98	医事会計システムや院内図書・院外図書・雑誌検索システムの整備費の費用負担は事業者側が負担者とありますが、「2医療情報システム構築・運営業務」における費用負担区分では、事業者の業務区分にかかるソフトウェア開発費は事業者が調達し市に所有権移転とあります。どのような解釈でしょうか？	医事会計システムは「2医療情報システム構築・運営業務」に含まれるもので、事業者が調達し市に所有権移転するものとします。院内図書・院外図書・雑誌検索システムは、医療情報システム構築・運営業務に含まれないもので、本業務の要求水準を満たすために、事業者が事業期間にわたり整備、保守管理、修繕並びに更新するものです。
318	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	99	病棟部門(救急一般病床含む)における医療周辺作業は神戸市が実施するということですが、本業務は今回の運営業務から除いて市が直接委託契約を結ぶお考えでしょうか。	市が自ら実施します。
319	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	99	「病棟部門(救急一般病床含む)における医療周辺作業」については市の業務範囲とありますが、救急部門において救急一般病床以外の「E-ICU」「CCU」「救急検査検査ユニット」「救急ワークステーション」「災害時等対応施設等(緊急災害備蓄倉庫含む)」「場外離着陸場」の医療周辺作業については、事業者の業務範囲という理解で宜しいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりですが、「救急ワークステーション」「災害時等対応施設等(緊急災害備蓄倉庫含む)」「場外離着陸場」については、医療周辺作業を想定していません。
320	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	99	病棟部門(救急一般病床含む)における医療周辺作業は神戸市が実施するということですが、救急部門も貴市が実施するということでしょうか。	319の質問及び回答をご参照ください。
321	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	100	医療周辺事務業務の業務責任者について「病院管理士」の資格保持者が望ましいと記載されていますが、この資格はどの団体が行なっている制度でしょうか。また、この資格については必ずしも保持者でなくてもよいのでしょうか。	前段については、社団法人日本病院会認定「病院経営管理者」です。要求水準書を訂正します。後段についてはご理解のとおりです。
322	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	100	救急部門における医療周辺事務業務の提供時間は月～金の0:00～24:00とありますが、土日祝日も含み24時間365日と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を訂正します。
323	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	100	救急部門の作業時間について、月曜日～金曜日0:00～24:00とありますが、土曜日・日曜日はこちらに含まない、と解釈してよろしいでしょうか。また、現病院では業務時間を9:00～17:30としていますが、時間延長となる新病院においても業務内容は基本的に相違ないと理解してよろしいでしょうか。	前段は322の質問及び回答をご参照ください。後段について、新病院の業務内容は、要求水準書(運営業務関係)P99「5(7)メディカルアシスタント業務」に基づく事業者の提案事項になります。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
324	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	100	「病院管理士」資格とは、全日本病院協会の認定するものを示しているのでしょうか？また、医療関連事務業務の要求水準にて業務責任者に求めている「病院経営管理者」との使い分けは、どのような理由からしているのでしょうか？	321の質問及び回答をご参照ください。
325	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	102	医療周辺作業について業務区分表に「各診療部門における業務の指示」とありますが、業務の指示があれば擬似委託と解釈されるのではないのでしょうか。	業務の指示ではなく、打合せにより業務を実施するということです。要求水準書を訂正します。
326	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	102	表5.(7).1業務区分表における医療周辺作業において、[業務内容]各診療部門における指示とあるが、どのような内容の指示が事業者に出されるのでしょうか。	325の質問及び回答をご参照ください。
327	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	102	表5.(7).1業務区分表における医療周辺作業において、[業務内容]診療周辺業務・生活環境の維持を業務内容と考えてよいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	102	表5.(7).1業務区分表における医療周辺作業において、[業務内容]診療周辺業務における、その他診療の運用に付随する作業について、どのような作業内容なのかを各部門ごとに明確にしていただけないのでしょうか。	ご質問の作業は、病院職員と事業者の打合せにより、適宜、必要と判断される業務を意味します。現時点で想定される作業があればご提案ください。
329	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	102	医療周辺事務業務における診療報酬請求・原価管理情報を反映させるシステムとは何を指すのか？	本事業にて構築を行う医療情報システムのことを指します。
330	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	103	表5.(7).2費用負担区分表における医療周辺作業において、部門における[病棟部門の除く]業務実施にかかる費用とあるが、具体的にどのような費用がかかるのでしょうか。	事業者のご提案に基づく費用が発生すると考えています。
331	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(7)メディカルアシスタント業務	103	表5.(7).2費用負担区分表における医療周辺事務業務において、業務実施にかかる費用とあるが、具体的にどのような費用がかかるのでしょうか。	330の質問及び回答をご参照ください。
332	要求水準書 (別添1-3)	6移行支援業務	(1)医療機器調査・調達支援業務	104	本業務においては、医療機器の調達業務そのものは含まれず、市の調達となるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
333	要求水準書 (別添 1-3)	6移行 支援業 務	(1)医 療機器 調査・ 調達支 援業務	104	現病院に現在ある機器のうち、新病院へ移設しない機器の廃棄は、市側で行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	要求水準書 (別添 1-3)	6移行 支援業 務	(2)什 器備品 調査・ 調達支 援業務	108	本業務においては、什器備品の調達業務そのものは含まれず、市の調達となるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(施設設計・建設業務)P11「1(1)オ(キ)備品計画」に記載のものについては事業者の調達、それ以外は市の調達になります。
335	要求水準書 (別添 1-3)	6移行 支援業 務	(2)什 器備品 調査・ 調達支 援業務	108	現病院に現在ある什器備品のうち、新病院へ移設しない什器備品の廃棄は、市側で行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
336	要求水準書 (別添 1-3)	6移行 支援業 務	(3)開 院前リ ハーサ ル支援 業務	111	本業務で想定している業務区分表と本業務の費用負担区分表をお示ください。	本業務の全てを事業者の業務範囲と考えております。したがって、費用に関しても全て事業者の負担となることを想定しております。
337	要求水準書 (別添 1-3)	6移行 支援業 務	(4)引 越し支 援業務	113	本業務で想定している業務区分表と本業務の費用負担区分表をお示ください。	本業務の全てを事業者の業務範囲と考えております。したがって、費用に関しても全て事業者の負担となることを想定しております。
338	運營業 務資料 1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.1基 幹シス テム 1.1.1 電子カ ルテシ ステム	18	11病院管理 11-4コミュニケーション支援 患者や家族、介護者に対して提供される、教育や支援に関連する電子的な情報、または印刷物は、診療に関わる内容なので、市で選択して提供していただけるものと考えます。	ご理解のとおりです。なお、診療に関わらない、患者や市民への医療知識の普及や啓発にかかるICTコンテンツは、要求水準書(運營業務関係)P46「4(3)市民健康ライブラリー運營業務」に基づき、事業者が提供するものとなります。
339	運營業 務資料 1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.1基 幹シス テム 1.1.1 電子カ ルテシ ステム	18	11病院管理 11-6コンテンツアップデート コンテンツアップデートに関するコンテンツは、診療に関わる内容なので、市で選択して提供していただけるものと考えます。	338の質問及び回答をご参照ください。
340	運營業 務資料 1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.1基 幹シス テム 1.1.2 オーダ リング システ ム	30	12処方オーダー 処置オーダーに限らず、システム障害時は手書き伝票運用を実施するものと考えます。	ご理解のとおりです。
341	運營業 務資料 1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.1基 幹シス テム 1.1.3 看護支 援シス テム	43	4継続看護支援 4-2研究・教育 研究・教育ソフトとは、研究・教育コンテンツのことであり、市で選定し、提供していただけるものと考えます。	ご理解のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
342	運營業務資料1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.1基 幹シス テム 1.1.4 医事会 計シス テム	47	4-2a-3携帯端末患者呼び出しシステムについて、管理責任はどの部署になるのか。紛失時の支払いはどの部署か。	管理責任は、医事部門と想定しています。事業者には、医療関連事務業務にお示しのとおり、携帯端末の日常的な管理を行っていただきます。紛失した携帯端末の再購入費は、原則として市の負担と考えていますが、事業者には携帯端末の紛失を防ぐシステム構築とその管理を期待しています。
343	運營業務資料1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.1基 幹シス テム 1.1.4 医事会 計シス テム	47	4患者受付業務 4-2外来患者受付業務 患者診察カードは、開院時には全て新規に切り替えるものと考えます。ただし、発行済みのIDはそのまま継続して使うものと考えます。	ご質問の事項は、事業者のご提案に委ねます。
344	運營業務資料1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.1基 幹シス テム 1.1.5ク リニカ ルパス システ ム	57	2パス作成機能 標準パスとしてはいくつの疾患を対象にして作成されますか、入院患者への適用率はどの程度を目標とされていますか、提示願います。	現病院では標準パスは215種類適用され、適用率は46%となっています。また、さらなる標準パスの作成と適用率の向上に取り組んでいます。新病院でもこれらに継続して取り組むことになります。
345	運營業務資料1			82	保守点検対象の機器リストは後日公表されると考えてよろしいですか。	ご質問の事項は、要求水準書(運營業務関係)P82「5(5)医療機器保守点検業務」に関するものではないでしょうか。医療機器保守点検業務における保守点検対象の機器リストについては、公表の予定はありません。
346	運營業務資料1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.2部 門シス テム 1.2.9 救急部 門シス テム	107	2プレホスピタルケア支援機能 外部接続ネットワークを通じて、他の医療機関から搬送される患者の患者基本情報や診療情報を受け取るとありますが、ネットワークの基本要件にて、外部接続ネットワークと診療業務系ネットワークとの情報の受け渡しには外部保存媒体を用いるとあるので、オフラインによる情報の受け渡しと考えます。	ご理解のとおりです。
347	運營業務資料1	.ソ フト ウェア 1.診療 系シス テム	1.2部 門シス テム 1.2.15 医療機 器管理 部門シ ステム	121	3医療機器管理 現病院から持ち込む医療機器については、機器の故障、修理、保守、調整の履歴データを市から提供してもらい、事業者で入力することと考えます。	ご理解のとおりです。
348	運營業務資料1	.ソ フト ウェア 3.外部 向情報 配信シ ステム	3.1地 域医療 連携シ ステム	146	5在宅ケア支援機能 在宅ケア支援機能の対象となる患者とは、中央市民病院に通院中・退院後の患者に限定するのか、年間何件くらいの在宅ケアを実施するか提示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、現在、在宅ケア支援の対象となる新患者は年間800人程度となっています。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
349	運営業務資料 1	. ソフトウェア 3. 外部向け情報配信システム	3.4 ベッドサイドシステム 3.4.2 ベッドサイド端末サービスシステム	152	1 各種コンテンツ/サービスの利用機能 市民健康ライブラリ運営業務は独立採算の利便施設運営業務ではないが、学習用ICTシステムのコンテンツをインターネット経由で提供することと考えます。	学習用ICTシステムのコンテンツについては、要求水準書(運営業務関係)P46「4(3)市民健康ライブラリ運営業務」に基づき、提供方法も含めて、事業者の提案に委ねます。なお、238の質問及び回答もあわせてご参照ください。
350	運営業務資料 1	. ハードウェア 1. ハードウェア基本要件		156	基幹システムおよび連携する部門システムはセキュリティを厳格に確保した院内閉鎖型のネットワークとし、一切外部接続を許さないことは、システムのメンテナンス、障害対応等に関しても外部からリモートアクセス、専用線、VPNによるアクセスも含め禁止するという事でしょうか、ご指示をお願いします。	「医療情報システム運営・保守業務」の実施に必要な場合に限り、ご質問にあるシステムのメンテナンス、障害対策等の外部接続は可能と考えています。ただし、外部接続にあたっては、充分なセキュリティが確保できるようご提案をお願いします。
351	運営業務資料 1	. ネットワーク 1. ネットワーク基本要件		156	「ネットワーク基本要件において大量の画像情報の伝送を可能とする為基幹部分のネットワークは10Gbps以上の高速ネットワークであること。」とありますが、現時点での医療機能、画像搬送機能を鑑みて、過剰な設備投資と思われる。当面、1Gbpsでの対策とし費用対効果を考慮のうえ、適宜切り替えるものとするは可能でしょうか。	ご質問の文中にある「10Gbps」は、将来的な伝送速度を想定し記載したものであり、仕様を規定するものではありません。事業者には、将来の「大量の画像情報の伝送」等に配慮したネットワークのご提案を期待しております。
352	運営業務資料 2	. 現病院の診療機能に関する参考資料	1. 患者の状況	1	. 1.(1)科別入院患者数(2)科別外来患者数が提示されていますが、事業目的等での表現において、現状の患者数等とはかなり変動することが予測されますが、開院時での患者の状況について、今後開院までに、地域連携強化[病院機能分化]が推進されると予測されますので、開院時での新患者数の動向の変化は大きいと考えます。開院時での患者数について参考資料同様に表現いただけないでしょうか。[予測]人員配置に影響が大きいと考えています。 実施方針における質疑424における回答において、サービス対価の支払いを単価契約とした場合以外における考え方を御教授ください。特に患者数の変動については、医療サイド[市]に大きく原因すると思われるが、患者数の多少についての考え方[リスク分担の考え方等]についてご提示いただけないでしょうか。[具体的事例で]	については、現時点でお示しする予定はありません。以降については、事業契約書(案)第86条の規定に基づき対応するものと考えています。ただし、駐車場運営業務を除く利便施設運営業務については、事業者のリスク分担による独立採算にて行なっていただきます。
353	運営業務資料 2	. 現病院の診療機能に関する参考資料	2. 職員の状況	5	. 2. 職員の状況が提示されていますが、看護師についての、配置人員について具体的に御教授ください。特に、外来における配置は診療科ごとに御教授ください。メディカルアシスタントの配置に大きく影響すると思えます。開院時における事務・技術職員についての、開院時における配置人員について具体的にお示しください。	とも現時点でお示しする予定はありません。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
354	運営業務資料2	現病院内の診療機能に関する参考資料	2. 職員の状況	5	事務・技術職員の数には派遣および業務委託の数も含んでいるのでしょうか。また含んでいない場合はその数と内訳をお教え下さい。	事務及び技術職員の数には、派遣職員及び委託職員の数は含んでおりません。また、現時点で派遣職員及び委託職員の数をお示しする予定はありません。
355	運営業務資料2	現病院内の診療機能に関する参考資料	3. 手術件数	6	3.手術件数が提示されていますが、デイスージャリーでの手術数が4,000-5,000件にて想定されていますので、手術件数について、手術室・デイスージャリーに分けて、開院時における、手術件数について表現[予測]いただけないでしょうか。現状の手術術式もデータ表示いただけないでしょうか。	とも現時点でお示しする予定はありません。
356	運営業務資料2	現病院内の運営業務に関する参考資料	4. 検体検査業務の状況	13	表に掲げる院内検査項目を要求水準の院内検査項目と判断してよろしいでしょうか？また判断した場合の検査区分(緊急・即時・通常)をご明示下さい。	表に掲げる院内検査項目はあくまで現病院の現状です。なお、246の質問及び回答をご参照下さい。
357	運営業務資料2	現病院内の運営業務に関する参考資料	4. 検体検査業務の状況	13	「運営業務資料2-現病院に関する参考資料」の4.検体検査業務の状況をご提示頂きましたが、本事業での検体検査業務量を推測値で算出する場合、誤差が生じると考えられます。今後院内検査、院外委託検査の項目及び件数(緊急・即時・通常等の検査区分を含め)のご提示を予定されておりますでしょうか？	様式311別紙「検体検査業務費用内訳書」をご覧ください。
358	運営業務資料2	現病院内の運営業務に関する参考資料	5. 給食業務の状況	43	現病院において、平成15年度～17年度の給食人員が記載されておりますが、各年度の食材の平均単価を合計に対する単価及び提供食種ごとの単価、それぞれご提示願います。	現時点でお示しする予定はありません。
359	運営業務資料2	現病院内の運営業務に関する参考資料	5. 給食業務の状況	43	新病院について、提供食種は同じであると考えてよろしいでしょうか。その場合、特別治療食及びその他と記載の食種について平成15年度～17年度の食種名、年間食数及び食材単価をご提示願います。	提供食種は、原則として同じであると考えて結構です。その他については、現時点でお示しする予定はありません。
360	運営業務資料2	現病院内の運営業務に関する参考資料	8. その他	58	過去3年度の光熱水消費量が提示されておりますが、差し支えなければ現施設の「契約電力」をご提示下さい。	現時点でお示しする予定はありません。
361	施設計画資料	施設計画資料4環境形成協定(案)		2	(施設における燃料の使用制限)第11条「重油、軽油及び灯油の燃料としての使用(ボイラー等)は、禁止する。」と記載されていますが、空調、給湯用の災害時の使用に限定した備蓄燃料としての使用は制限されないものと考えてよろしいですか。	No.81の質問及び回答をご参照ください。
362	落札者決定基準(別添2)	第3提案審査	2提案審査の内容	6	(3)入札金額の確認(4)定量的評価について、入札金額における最低基準金額[予定価格を下回る場合]について設定はされないのでしょうか。	本事業は「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の適用を受けるため、同政令第9条の規定により、最低制限価格は設定できないものと認識しています。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
363	落札者決定基準(別添2)	第3提案審査	4提案内容評価に関する基本的考え方	11	各審査項目について、具体的な審査のポイントが明示されておりますが、更に詳細な審査ポイントの公表される時期はいつでしょうか。予定をご明示下さい。	現時点では、落札者決定基準P10「第3 4(4)審査のポイント」より詳細な審査ポイントを公表する予定はありません。
364	基本協定書(案)(別添3)	第6条(株式の譲渡等の制限)		2	第2項で、乙の構成員が譲渡等を行う場合につき事前に甲の承諾が必要であるとありますが、構成員間の譲渡等については、例外という位置付けにできないのでしょうか。(従い、第3項も第三者への譲渡のための手続きとなる)	構成員間の譲渡は、議決権の保有割合、出資比率等の変更になるため、甲の承認が必要となりますが、甲は事業を円滑に実施する実施体制を確保できないと判断する合理的な理由がない限り承認します。
365	基本協定書(案)(別添3)	第7条(業務の委託、請負)		3	提案書で明示した協力企業との契約もしくは覚書を事業契約後速やかに締結するとありますが、これをもって協力法人の選定要件確認日と考えれば宜しいでしょうか。また、速やかとは例えば2週間以内程度でしょうか。	ご理解のとおり、協力法人の選定要件確認基準日は、当該協力法人がSPCから直接業務を受託又は請け負う日となります。なお、「速やかに」とは、必ずしも事業契約後一定の時期までを指すのではなく、応募者提案に基づき、甲乙協議の上、甲が決定した適切な時期にSPCと協力法人との事業契約を行うことを意味するものです。
366	基本協定書(案)(別添3)	第8条(事業契約の締結)		5	第7項及び第8項記載内容は事業契約(本整備事業)に関し、各項目記載の内容に抵触した場合の解約規定であり、「本事業とは関係無い別案件」は必要に応じ、構成員等の変更あるものの、解約となるものではないとの理解で良いでしょうか?	基本協定書(案)第8条第7項及び第8項については、当該条項に該当した場合の違約金に関するものであり、解除規定ではありませんが、いずれにする「本事業とは関係無い別案件」については、対象ではありません。なお、解除に関しては事業契約書(案)第93条第3項をご参照下さい。
367	基本協定書(案)(別添3)	第8条(事業契約の締結)		5	本項目に提案書で明記した協力法人が抵触した場合の取り扱いをお示し願います。	基本協定書(案)第8条第7項及び第8項は、乙の構成員(構成員が行った入札行為等を含む)に関する規定ですが、応募者提案等に明示した協力法人に関しても、独占禁止法の趣旨から同様の取扱いとなると考えております。なお、趣旨を明確化するために、基本協定書(案)第8条第7項及び第8項の「乙の構成員」を「乙の構成員及び応募者提案等で明示した協力法人」に訂正します。
368	基本協定書(案)(別添3)	第8条(事業契約の締結)		5	本条7項(1)から(4)、8項(1)から(2)および9項前段に関しましては、本事業の入札行為のみに限定され、基本協定締結後事業契約締結までの期間にその内容に該当した場合に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の条項は、本事業の事業契約の締結に至るまでの一連の手續(入札を含む)を対象しています。なお、事業契約締結後に本条項において定める事由に該当することが判明した場合は、事業契約書(案)第93条第3項が適用されることとなります。
369	基本協定書(案)(別添3)	第8条(事業契約の締結)		5	本規定は本事業に関して抵触した場合に限定と理解してよろしいでしょうか	No.368の質問及び回答をご参照下さい。
370	基本協定書(案)(別添3)	第8条(事業契約の締結)		5	「事業契約に関して」とは、本事業における入札および事業者選定に関してとの理解でよろしいでしょうか。	No.368の質問及び回答をご参照下さい。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
371	基本協定書(案)(別添3)	第8条(事業契約の締結)		5	甲の都合により事業契約が締結できない場合、それまでに乙が要した費用および損害を負担いただきたく等の規定が必要と思います。	ご質問の「甲の都合により」の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、実施方針P21「資料1リスク分担表(No.3)」の記載のとおり、甲の責に帰すべき事由により事業契約が締結に至らなかった場合、甲が合理的な範囲内で費用及び損害を負担することとなります。
372	基本協定書(案)(別添3)	第9条(準備行為)		6	第3項で、甲乙の責に帰さない事情により締結できなかったとき、費用負担は各自とありますが、乙の方がコストがかかっていることに鑑みれば、せめて折半というのはいかがでしょうか。	甲においても、本事業に関して、一定のコストがかかっていることから、基本協定書(案)第9条第3項の規定のとおり、甲乙各自の負担とさせていただきます。
373	基本協定書(案)(別添3)	第10条(乙の構成員の義務等)		6	必要又は相当として甲が満足する内容及び形式の株主間契約又はその他の契約を行うとありますが、甲の満足とはどのようなものでしょうか。	「甲が満足する」とは、甲が承認することを意味します。なお、内容が合理的である限り甲は承認するものとします。
374	基本協定書(案)(別添3)	第11条(秘密保持)		6	(5)神戸市情報公開条例に基づき開示を求められた場合は、開示する箇所について事前に協議をお願いします。	甲は、神戸市情報公開条例に基づき開示を求められた場合、原則として公開をする義務があります。但し神戸市情報公開条例第10条及び第11条に該当する場合は非公開とすることが出来ます。なお、上記条例第10条2号アに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」について、事前に乙から協議を求められた場合、甲は応じるものとしますが、公開又は非公開の最終的な決定は市が行うこととなります。
375	基本協定書(案)(別添3)	第15条(事業契約締結後の本病院の組織・運営形態の変更等)		7	甲の組織又は運営形態の変更に伴って必要となるSPCの協力業務の具体的内容をご教示ください。(費用見積のため)	運営形態の変更に伴い、事業契約及び事業契約に基づき作成された各種文書の訂正、変更、各種行政手続、その他必要となる一切の業務に対する協力を想定しております。
376	基本協定書(案)(別添3)	第15条(事業契約締結後の本病院の組織・運営形態の変更等)		7	【第1項】 地方公営企業法の規定の全部適用や、地方独立行政法人となる等の、病院の組織又は運営形態の変更に伴って、事業者が「甲に協力するために必要な費用」とは具体的には何を想定しているのか、ご教示下さい。	No.375の質問及び回答をご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
377	基本協定書 (案) (別添3)	第15条 (事業契約締結後の本病院の組織・運営形態の変更等)		7	第2項で「甲が定める範囲で」とありますが、どのような事態を想定しているのでしょうか。「甲乙協議の上定める範囲」というふうにはできないのでしょうか。	原則として、本病院施設等の施設設計・建設業務にかかる債務及び医療情報システム構築業務にかかる債務を除く全ての債務を承継することを想定しております。なお、承継対象は、地方独立行政法人法第66条第1項及び地方独立行政法人法施行令第9条の規定に従って、甲がその範囲を定めることとなります。
378	基本協定書 (案) (別添3)	第15条 (事業契約締結後の本病院の組織・運営形態の変更等)		7	独立行政法人に病院の組織・運営形態に変更があった場合、病院施設等の施設設計・建設業務にかかる債務については、神戸市が引き続き負担するとありますが、運営業務にかかわる支払い債務についての保全措置は行っていただけるのでしょうか。	本病院施設等の施設設計・建設業務にかかる債務及び医療情報システム構築業務にかかる債務以外の債務については、本件独法に承継される場合、甲は、地方独立行政法人法第93条に基づいた対応を行うこととなります。
379	事業契約書 (案) (別添4)	第2条 (本事業の遂行)		2	4項にて、「乙は、本契約に定める業務…」とありますが、「……乙の業務…」で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
380	事業契約書 (案) (別添4)	第4条 (契約保証金等)		3	(契約保証金等)第4条について (2)では、「建設業務を担当する協力法人に乙を被保険者として履行保証保険を締結させ、乙の費用負担にて履行保証保険契約の保険請求権を甲のために質権設定する」旨規定されていますが、円滑な事業契約の締結を促進するために保証手段の選択肢を広げるといった観点から、契約保証金に代わる担保として広く公共工事で普及している「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の契約保証も履行保証手段の選択肢に含まれていると解釈してよろしいでしょうか。 なお、保証事業会社の契約保証も甲を権利者として質権設定することで、履行保証保険と同様の機能を有することを申し添えます。 以上	本条項は、ご質問の内容を含むものと考えておりますが、趣旨を明確化するために事業契約書(案)第4条第1項第4号として下記の条項を追記し、その他の条項も必要な訂正を行います。 「(4)乙が、建設業務を担当する協力法人をして、銀行又は甲が確実に認める金融機関との間において、施設建設に関し、建設期間を保証期間とし、施設建設費の100分の10以上に相当する金額を保証金の額として、甲の承諾する内容の保証契約を締結させ、かつ乙の負担で当該保証契約に基づく保証金支払請求権につき、甲を質権者とする質権を設定し、対抗要件を具備した場合」
381	事業契約書 (案) (別添4)	第5条 (優先関係)		3	書類の優先関係に関しまして、応募者提案書に基づき、開院前までの協議を行い作成する業務計画書は、本契約第11条に基づき作成・承認されるものであり、本契約書類等(別表[定義]37)に記載されていませんが、そこで定められた業務範囲・業務水準等は応募者入札図書等より優先されるものと認識して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。業務計画書は本事業契約に基づき作成されるもので、本事業契約と同列の順位にある書面ですので、そこに示される業務水準等は、応募者提案等より優先します。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
382	事業契約書(案)(別添4)	第9条(協力法人等への委託等)		5	3項にて、「本契約後に甲と乙で協議を行って作成し、…」と何を作成するのかお示し願います。	作成するのは「協力法人の選定・変更手続」です。「協力法人の選定・変更手続」は、本事業契約締結後、事業者からの協力法人の選定、変更に関する考え方の提案に基づいて、本事業契約とは別の書面として甲乙協議の上、作成していただくこととなります。
383	事業契約書(案)(別添4)	第9条(協力法人等への委託等)		6	第9条第5項「乙は、第3項の手続に従って選定した協力法人が、乙から委託若しくは請負った業務の全部を、再委託者又は再請負人に委託若しくは請負わせることができない旨を、協力法人との契約において明記するとともに、協力法人から、別紙[13]の様式の誓約書を徴求し、甲に提出しなければならない。なお、設計業務及び工事監理業務の主たる業務以外の業務について、当該協力法人は、乙から委託若しくは請負った業務の一部を、再委託者又は再請負人に委託若しくは請負わせることができるものとする。」とありますが、「設計業務及び工事監理業務の主たる業務以外の業務(例えば、医療情報システム構築)」を請負う協力法人は、別紙[13]の様式の誓約書を提出する義務を負うのですか？	全ての協力法人について、事業契約書(案)別紙13の誓約書を提出していただく必要があります。
384	事業契約書(案)(別添4)	第14条(事業計画書・業務結果報告書)		7	各年度の事業計画書を年度開始の7ヶ月前に提出とありますが、業務は定期的に見直しされますので、2ヶ月前などに短縮いただきたいと思います。	次年度の予算措置の関係上、事業計画書の提出は原則として事業年度開始の7ヶ月前と想定しておりますが、事業計画書の内容の確定時期については別途協議を行うことを想定しています。
385	事業契約書(案)(別添4)	第14条(事業計画書・業務結果報告書)		7	月報、四半期総括書、年度総括書の提出期日が翌月10日までとなっておりますが、記載内容により10日間で作成することが困難であることも想定されます。特に、四半期総括書、年度総括書の提出期日につきましては一定の期間を頂けるようご調整可能でしょうか。	四半期総括書、年度総括書の提出時期につきましては、具体的な状況を勘案して、やむを得ない場合には、提出時期につき、甲乙協議の上、甲が定めることとします。
386	事業契約書(案)(別添4)	第16条(CM(コンストラクション・マネジメント)業務)		8	本契約とは別に行う工事、調達に対する協力とは具体的にはどのようなものがあるのでしょうか？また、協力は助言、立会い等を行えば良く、コストのかかる場合は甲による費用負担をして頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	医療機器の設置、ペDESTリアンデッキの接続等の工事、調達等に関する協議、調整、助言、立会い、またはこれらに準ずる行為を想定しており、それらに係る費用は、事業契約書(案)第2条第6項のとおり、乙の負担となります。なお、本事業契約とは別に行う工事、調達に関する設計費用、工事費用等については、甲の負担とします。
387	事業契約書(案)(別添4)	第16条(CM(コンストラクション・マネジメント)業務)		8	「甲が求める協力」の内容は、調整および助言に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	No.386の質問及び回答をご参照ください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
388	事業契約書 (案) (別添4)	第17条 (FM (ファシリ ティ・ マネジ メント) 業務)		9	2項にて、長期修繕計画の提案について、甲乙の協議不調の場合、甲が内容を決定するとありますが、甲の決定で長期修繕が延期される場合、それに起因して生ずる部分的修繕等維持管理費の増加については甲に負担いただくと考えて宜しいでしょうか。	ご質問の場合の費用については、原則として施設メンテナンスに係るサービス対価のうち経常修繕費等の中で調整するものとしませんが、甲の責めに帰すべき事由による追加費用については、合理的な範囲で甲が負担します。
389	事業契約書 (案) (別添4)	第21条 (本件 土地の 無償使 用)		9	「甲が別途定める日までに」...更地にて無償で使用させるものとする、とありますが、その次の文で引渡し日まで使用させるとあります。矛盾していませんか。	前文の「甲が定める日」とは、使用の開始日を指すものであり、後文の「引渡し日」とは使用の終了日を指すものです。
390	事業契約書 (案) (別添4)	第21条 (本件 土地の 無償使 用)		10	本件土地の無償使用の期間が引渡し日までとなっておりますが、開院日まで使用可能とすることは可能でしょうか。(開院準備期間における協力業者の仮設事務所等が必要であると考えするため)	引渡し後の使用については、応募者提案等をふまえて、別途協議を行うことを想定しております。
391	事業契約書 (案) (別添4)	第22条 (甲に よる本 件土地 等の使 用)		10	「使用」することができると思いますが、どのような「使用」を考えているのでしょうか。建設中の施設もあることを考慮すると、乙の許容する範囲での使用または乙の事前の承諾を得た使用に限る必要があると考えます。	甲の使用は、医療機器の設置及び試運転、リハーサル、備品の運び込み等を想定しております。甲が使用する場合には、事前に甲乙協議等を行い、乙の使用目的の達成上、支障がないことを前提としております。なお、甲と乙は、必要に応じて本事業の円滑な遂行のために互いに協力を行うことを前提に、協議を行うことと考えております。
392	事業契約書 (案) (別添4)	第25条 (地質 調査 等)		11	「経験ある建設請負人」とはどの程度の指すのか。また、「本契約等の記載から予見できない瑕疵」とはどのようなものか。例示として「土壌汚染の存在等」とあるが、他にはどのようなものを想定しておりますか。	前段につきましては、本事業への参加資格を満たし、かつ要求水準を満たすことのできるレベルの建設法人を指します。 また、後段につきましては、本件敷地は埋立地のため、建設に支障のある地中障害物はないと想定しておりますが、鉄塊等の地中障害物が存在していた場合は、「瑕疵」にあたりと想定しております。
393	事業契約書 (案) (別添4)	第25条 (地質 調査 等)		11	【第8項】 予見できない瑕疵(土壌汚染の存在等)には、地中障害物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.392の質問及び回答をご参照下さい。
394	事業契約書 (案) (別添4)	第27条 (周辺 影響調 査・対 策業 務)		12	「乙は、周辺...に起因する一切の追加費用及び損害を負担する」とありますが、乙に責に帰すべき事由に基づく場合に限定してください。	乙が追加費用及び損害を負担する場合は、周辺影響調査の不備、誤謬等に起因する場合に限定されており、これはすなわち乙に帰責性がある場合を想定しております。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
395	事業契約書 (案) (別添4)	第29条 (近隣対応)		13	第1項は、甲の「責任及び費用負担で、という明示に変更して頂けませんでしょうか。第1項の近隣対応と第3項の近隣対応とは区別がつくのでしょうか。また、乙が行う場合に、甲も「協力」という文言を入れることはできませんでしょうか。また、第7項において、「ただし、甲は客観的に正当な理由のない限り、承諾を拒むことはできない」という規定は入れて頂けませんでしょうか。	第1文については、原文でも同様の趣旨ですが、明確にするため、事業契約書(案)第29条第1項の「自己の費用負担により実施する」を「自己の責任及び費用において実施する」に訂正します。第2文については、本事業の実施自体に対する住民反対運動・訴訟等とそれ以外の理由に基づくものとは区別可能と考えております。第3文については、甲が必要と認めた場合には、事実上の運用として、可能な範囲での協力はいたします。第4文については、甲としても、正当な理由なく承認を拒む理由はありませんので、そのような場合には承認がなされるものご理解いただいで結構です。
396	事業契約書 (案) (別添4)	第30条 (施設設計・建設業務に伴う各種申請業務)		13	4項にて、「甲が第2項の協力を怠ったことにより…」とありますが、限定せず、「甲の責めに帰すべき事由により…」に変更願います。	本事業契約上の義務を履行するために開院日前に必要な一切の許認可等の取得及び届け出等は、原則として乙の責任及び費用において行っていたものであり、これに関して甲が負担する義務は、事業契約書(案)第30条第2項に限定されており、甲の義務違反は、第2項違反の場合に限られるため、第4項はその旨の規定となっております。
397	事業契約書 (案) (別添4)	第31条 (補助金・交付金・許認可等申請補助業務)		14	【第5項】 「受けられる可能性がある補助金並びに交付金がある場合」と規定されておりますが、受けられる可能性が非常に低い場合、補助額が少額の場合、申請料・更新料等が高額である等、費用対効果の低い場合も含まれてしまいますので、合理的な範囲内で、補助金並びに交付金取得は行うとの理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
398	事業契約書 (案) (別添4)	第35条 (基本設計又は実施設計完了後の甲の請求による設計の変更)		15	甲からの変更請求で、乙が費用を負担しないといけないとなっておりますが、基本設計と実施設計も甲と協議しながら作成されたにもかかわらず、甲が一方的に必要と判断した変更を乙が負担するのは不合理かと思われます。	第5項により、甲が設計変更を行うことを決定した場合には、当該設計変更にかかる設計図書等の成果物の変更費用は甲の負担となります。
399	事業契約書 (案) (別添4)	第38条 (本事業に直接関係する法令制定又は改正による設計変更等)		17	甲の「承諾を得て」変更とありますが、法令改正等に基づくものであれば、通知程度にして頂けませんでしょうか。	法令変更等に伴う設計の変更の必要性の有無や、その内容の妥当性等について、甲が判断し了解する必要があると考えております。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
400	事業契約書(案)(別添4)	第50条(工期又は引渡日の延長変更による費用等の負担)		22	甲の事由で工期延長が必要となった場合に、乙が突貫工事を行い工期を達成することも考えられます。その場合は、突貫工事に要した費用について協議することと理解してよろしいでしょうか。	甲の責めに帰すべき事由により、工期延長の恐れがあり、その工期を遵守するために、乙に追加で発生した費用については、合理的な範囲で甲が負担します。当該趣旨を明確にするために、事業契約書(案)第44条第5項に以下の条項を追記します。 「5 第1項から前項の書面の提出後に当該書面の修正が必要となった場合、乙は、適宜当該書面の修正を行い、修正内容を甲に報告し、甲の確認を受ける。なお、甲又は乙の責に帰すべき事由により当該書面の修正が必要となった場合で、当該修正の結果、施工方法等が変更されるなどして、甲又は乙に追加費用及び損害が生じたときは、責めに帰すべき事由のある当事者は、合理的な範囲内において当該追加費用及び損害を負担するものとし、負担方法については甲が乙と協議のうえ決定する。甲が追加費用及び損害を負担する場合には、乙は、追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求する。」
401	事業契約書(案)(別添4)	第55条(医療情報システム構築業務のモニタリング等)		25	【第1項】 「甲が別途定める日」となっておりますが、甲乙協議の上、決定していただくよう、お願いいたします。	仕様書の作成期限については、甲乙協議し、甲が決定することを想定しております。
402	事業契約書(案)(別添4)	第57条(医療情報システムに関する著作権の帰属)		25	ソフトウェアの著作権はソフトウェア開発会社に帰属します。したがって、第57条を削除して、第108条を適用すべきと考えます。 特に、今回のように、事業契約書を締結するときにソフトウェア開発会社が決定していない場合、未決定の協力企業の権利に関して契約書の中に記載することはできません。 一方、今回のようにソフトウェアを作りこむ必要な場合は、著作権を開発会社に残して開発後にも販売可能なようにしておいて、ソフトウェア開発にかかる費用の交渉を実施すべきかと思えます。	事業契約書(案)第57条第1項但書は、ソフトウェア開発業者が、事業契約締結以前から有していた著作権は、当該業者の固有の財産として、そのまま当該業者に帰属することを当然の前提としており、ご懸念の点はあたらないと考えます。なお、業者の固有財産性が認められる場合であっても、市の発注により構築されたシステムである以上、固有財産性が認められた部分を含め、システムにつき永続使用権を有していること及びシステム利用のため必要な改編権を有することはご了解ください。
403	事業契約書(案)(別添4)	第64条(本病院施設等の引渡し)		27	引渡しが竣工図書等の成果物を甲に対し提出した後とありますが、竣工図書は引渡し後しかるべき時期に提出することと変更いただきたくお願い致します。	竣工図書の引渡時期については、やむを得ない場合には、甲乙協議して、甲が決定することを想定しております。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
404	事業契約書(案)(別添4)	第67条(本病院施設等のかし瑕疵担保責任)		28	10年の瑕疵担保責任を求めるものに、「雨水等の浸入を防止する部分等、又はその他隠蔽部分等」がありますが、部位によって通常保証期間が異なり、一様に10年を保証することは難しいと考えます。よってその内容については提案事項として頂きたいと思いますが宜しいでしょうか。	本件病院施設等においても、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年6月23日法律第81号)第87条第1項、第88条第1項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年3月15日政令第64号)第6条に定める部分については、10年の瑕疵担保責任をご負担いただく必要があると考えています。以上のことから、事業契約書(案)第67条第2項を以下のように訂正して、上記趣旨を明確にいたします。 「甲が本病院施設等の引渡しを受けた日から10年が経過するまでの間に本病院施設等のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律第87条第1項、第88条第1項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第6条に定める部分、及びその他外部から確認できない本件病院施設等の隠蔽部分(当該隠蔽部分の瑕疵担保期間については、第1項に定める瑕疵担保期間を超える範囲において、乙が応募者提案等で提示した期間をもとに、甲と乙で協議の上、変更することができるものとし、協議が調わない場合は甲が決定する。)についての瑕疵が発見されたときには、乙は、当該瑕疵を補修し、又は補修させるものとする。ただし、当該瑕疵が甲の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。」
405	事業契約書(案)(別添4)	第68条(医療情報システムのかし瑕疵担保責任)		29	瑕疵担保責任期間2年に対応するため、事業者側としては通常より多くのリスク担保金を見込まざるをえません。VFMの観点から、瑕疵担保期間を1年に短縮いただくことは可能でしょうか。	年度処理等を行った結果、判明する瑕疵もあると考えますので、2年間とします。
406	事業契約書(案)(別添4)	第68条(医療情報システムのかし瑕疵担保責任)		29	医療情報システムの瑕疵とは、第55条の医療情報システム仕様書との不一致を指すものと考えますが、よろしいでしょうか。	仕様書が業務水準を満たしている前提であれば、ご理解のとおりです。
407	事業契約書(案)(別添4)	第71条(顧客サービス業務)		30	利便施設運営業務に関し専有部の使用料に関し、特段の記載がございませんが、使用料については無償と理解して宜しいでしょうか。	要求水準書(運営業務関係)P50「4(4)工 事業者が負担する費用」に記載のとおり、乙は専用部分の使用につき、賃料及び光熱水を支払うものとする。なお、追加資料1「入札金額等の算定条件について」をご参照ください。
408	事業契約書(案)(別添4)	第81条(病院の経営環境等の大幅な変動による変更請求)		32	乙の責に寄らない病院経営環境の大幅な変動があった場合、業務水準及び業務内容を変更することにより、サービス対価の変更を行うものであり、業務等の変更を伴わない「単なる協力的なサービス対価の変更」は無いとの理解で良いでしょうか？	本条項に関してはご理解とおりで結構です。なお、事業契約書(案)第85条及び第86条に基づくサービス対価の見直しを行うことはあります。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
409	事業契約書 (案) (別添4)	第81条 (病院の経営環境等の大幅な変動による変更請求)		32	甲からの請求のみですが、乙からの請求はできないのでしょうか。	病院の経営環境等の大幅な変動の有無については、第一義的には、あくまで経営主体である甲の判断に拠るべきものであることから、事業契約上、乙からの請求は予定しておりません。なお、経営コンサルティング業務の一環として、乙において、変更に関する適切な提言を行っていただくことを期待しております。
410	事業契約書 (案) (別添4)	第82条 (要求水準又は業務範囲の重大な変更による解除)		33	協議が成立しなければ解除が成立するのは一方的過ぎると思われるため、乙からの損害賠償請求を妨げない、旨の規定は入れて頂けませんでしょうか。	本条文は損害賠償請求を妨げるものではありません。
411	事業契約書 (案) (別添4)	第85条 (サービス対価の見直し)		34	サービス対価の見直しに関しては、外部環境調査の一環として実施する市場動向調査結果に基づき、見直しの協議を行うと記載されています。物価の急激な上昇等(神戸市側が負担するリスク)に対するサービス対価の見直しは、市場動向調査を通じて判断するとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
412	事業契約書 (案) (別添4)	第85条 (サービス対価の見直し)		34	実施方針にて施設整備等に関わる物価変動リスク以外の物価変動リスクは神戸市が負担者となっております。サービス対価はSPCの運営コスト等様々な要素から構成されるもの故、各「他の同種同規模の病院にて行われている同種の業務につき定められている一般的な対価」のみと比較するのは限界があると思われまます。そこで、所定の物価変動指数等のフォーミュラを活用する規定にできないでしょうか。またもし出来ない場合の理由を教えてください。	ご質問の所定の物価変動指数等も市場動向調査における調査指標の一つと考えておりますが、指数算出の対象の範囲が広いこともあり、必ずしも病院業務に関する物価変動や技術革新の動向を代表しているものではないと考えております。そこで、より内容の同一性、合理性を持たせるために、物価変動指数だけでなく、他の同種同規模の病院において行われている同種の業務につき定められている一般的な対価との比較を行いサービス対価の変更の指標とすることは合理的であると考えております。
413	事業契約書 (案) (別添4)	第85条 (サービス対価の見直し)		34	サービス対価の見直しで市場動向調査結果に基づくとありますが、その適用のルールについては甲乙協議し事業契約に盛り込むことをお願いいたします。	ご質問に関しては事業契約書(案)第85条第4項に規定しております。
414	事業契約書 (案) (別添4)	第86条 (想定外の変化に対するサービス対価算定方法の見直し)		35	第3項で、合意に至らない場合には、「甲」が定めるとあり、一方的なので削除して頂けませんでしょうか。	ご要望をふまえて、事業契約書(案)第86条3項の規定を「第1項及び前項の協議において甲と乙が合意に至らないときは、別紙9第2項、第3項及び第4項を準用する」に訂正します。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
415	事業契約書(案)(別添4)	第93条(甲による契約解除)		38	各記載内容は事業契約(本整備事業)に関し、各項目記載の内容に抵触した場合の解約規定であり、「本事業とは関係無い別案件」は必要に応じ、構成員等の変更あるものの、解約となるものではないとの理解で良いでしょうか？	事業契約書(案)第93条第1項第4号並びに第5号、第2項及び第3項は、本事業契約(本事業)に関して、同各項目記載の内容に抵触した場合の解約規定であり、本事業とは関係無い別案件における違反が、直ちに本事業契約の解約事由となるものではありませんので、これに関する限りは、ご理解のとおりです。
416	事業契約書(案)(別添4)	第93条(甲による契約解除)		38	3項について、乙の協力法人が抵触した場合の取り扱いをご教示願います。	本条項は、乙の構成員(構成員が行った入札行為等を含む)に関する規定ですが、応募者提案等で明示した協力法人に関しても、同様の取扱いとなります。なお、趣旨を明確化するために、事業契約書(案)第93条第3項の「[[]グループ]を構成する法人」を「[[]グループ]を構成する法人及び応募者提案等で明示した協力法人」に訂正します。
417	事業契約書(案)(別添4)	第93条(甲による契約解除)		38	3「本契約に関して次の各号の一に該当したときは、」とは、本事業(別表[定義]39)を実施するにあたって係る事態が発生した場合との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
418	事業契約書(案)(別添4)	第93条(甲による契約解除)		38	更新方法でリースを使用することが可能な場合ですが、リースは割賦と同じ固定債務です。固定債務を履行の有無により支払の有無が決定するという概念で切り分けられると金融機関にとって多大なリスクとなり、事業者がリースを選択する事ができなくなります。その為、仮に契約解除があった場合、リースを選択した機器等があったら、解除時点からの残債務を支払う形にして頂けませんでしょうか。	維持管理・運営業務等に係るサービス対価は、あくまで乙からの業務の提供に対する対価として支払われるものであり、乙が保有する固定資産に対する支払いではありません。そのため、甲はご質問のような債務を負担することはできません。
419	事業契約書(案)(別添4)	第93条(甲による契約解除)		39	「本契約の違約金として、解除の対象となる業務サービス対価の10/100と」有りますが、解除の対象となる業務サービス対価とは年間対価との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。趣旨を明確化するため、事業契約書(案)第93条第10項本文を「解除の対象となる業務の当該年度のサービス対価の100分の10を」に訂正します。
420	事業契約書(案)(別添4)	第93条(甲による契約解除)		39	10項に関し、「乙は、(途中略)また本病院施設等の引渡し後に解除がなされた場合は、第9項の違約金に加えて、施設整備費の100分の5の違約金を別途支払うものとする。」とありますが、「施設整備費」ではなく、「解除の対象となる業務のサービス対価」ではないでしょうか。	ご質問に関して、趣旨を明確化するために、事業契約書(案)第93条第10項本文を下記のとおり訂正します。 「乙は、甲に対し、本事業契約が第3項に基づき解除された場合であって、かつ、乙が次の各号の一に該当したときは、本病院施設等の引渡し前に解除がなされた場合は第8項の違約金に加えて施設建設費の100分の5の違約金を別途支払うものとし、本病院施設等の引渡し後に解除がなされた場合は、第9項の違約金に加えて解除の対象となる業務の当該年度のサービス対価の100分の5の違約金を別途支払うものとする。」
421	事業契約書(案)(別添4)	第95条(任意解除権の留保)		40	任意解除権の留保に関し、第4章に定める各業務のうち履行済み業務に相当するサービス対価を契約解除前の支払いスケジュールとおりに支払うとありますが、利便施設等の独立採算業務の取扱いについて、テナント誘致条件とも関わりがございますので、ご教授下さい。	利便施設等の独立採算業務については、サービス対価の支払いを想定しておりません。なお、利便施設運営業務に関しても、事業契約書(案)第95条に基づく解除により、乙が被った損害については、合理的な範囲で甲が賠償します。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
422	事業契約書(案)(別添4)	第103条(遵守事項等)		47	[第2項第(4)号] 「甲が行うべき所有権移転請求権保存仮登記」とありますが、本案件はBTO方式であり、甲による所有権移転請求権保存仮登記の必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	現時点においては、所有権移転請求権保存仮登記を行う予定はありません。なお、趣旨を明確するために事業契約書(案)第103条第2項第4号を削除します。
423	事業契約書(案)(別添4)	第103条(遵守事項等)		48	[第5項第(3)号] 「……情報は『甲』に対して提供すること」は、「……情報は『乙』に対して提供すること」の間違いではないでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問に関し、事業契約書(案)第103条第5項第3号について、「情報を甲に対して」を「情報を乙に対して」に訂正します。
424	事業契約書(案)(別添4)	第104条(公租公課)		48	本契約に関連して生じる公租公課はサービス対価にかかる消費税及び地方消費税を除き全て乙の負担とありますが、従来のPF事業のBTO方式ではその性格から不動産取得税など課税されておりましたが、法令改正や解釈の変更などで予期せぬ課税がされた場合の負担の取扱についてご教授下さい。	基本的には、ご質問の事態はないと想定しておりますが、そうした事態が生じた場合には、リスク分担の趣旨に従って判断いたします。
425	事業契約書(案)(別添4)	第106条(損害賠償)		34	[第3項] 「甲が乙に対し『前項』の損害賠償を行う」は、「甲が乙に対し『第1項』の損害賠償を行う」の間違いではないでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問に関し、事業契約書(案)第106条第3項について、「前項の損害賠償」を「第1項の損害賠償」に訂正します。
426	事業契約書(案)(別添4)	第108条(著作権等)		49	市側が本事業に関する報告等の為に必要とする場合、事業者側が提出した全資料や書類は、事業者側の許可無く公表できるとしておりますが、第115条では秘密保持の観点から、その公開範囲を限定しており、契約書内に齟齬が発生しております。事業者側が指定した秘密情報については、その公開を行わない旨、記載して頂くことは可能でしょうか。	甲は、神戸市情報公開条例に基づき開示を求められた場合、原則として公開をする義務があります。但し神戸市情報公開条例第10条及び第11条に該当する場合は非公開とすることが出来ます。なお、趣旨の明確化のため、新たに、事業契約書(案)第115条第2項として下記の条項を設けます。 「2 前項の規定にかかわらず、甲は、神戸市情報公開条例に基づき、請求を受けた場合には、これを公開するものとする。ただし、甲において当該請求の内容が、同条例第10条及び第11条の非公開とされるべき情報にあたると思慮するときは、甲は乙に対して、その旨を通知するものとし、乙は甲に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に甲に示し、甲に協議を求めることができるものとする。」
427	事業契約書(案)(別添4)	第108条(著作権等)		49	2項に関し、ただし、本事業に関する報告等のために必要とする場合には乙の許可を要することなくとありますが、乙に確認の上と入れていただきたいと思えます。	事業契約書(案)第115条第2項としてNo.426の回答の規定を設けたうえで、事業契約書(案)第108条第2項但書きを以下のとおり修正いたします。「ただし、本事業に関して市民、議会等への報告等のために必要とする場合には、前項の乙の著作権の対象となる書類等の内容の全部又は一部を乙の許可を要することなく使用、公表できるものとする。なお、神戸市情報公開条例に基づき、請求を受けた場合には、第115条第2項の規定に従うものとする。」

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
428	事業契約書(案)(別添4)	別紙[4][運営モニタリングの方法]		59	3 - アの医療情報システム構築業務は、運営前に完了する業務のため、対象業務外と理解いたします。	ご質問に関して、医療情報システム構築業務は、運営モニタリングの対象から除外します。なお、医療情報システム構築業務については、事業契約書(案)第55条に従ってモニタリングを実施いたします。
429	事業契約書(案)(別添4)	別紙[6][モニタリングに基づく是正手続き、及びサービス対価の支払留保又は減額手続き等]		67	2サービス対価の支払留保又は減額の手続において、どのような場合にサービス対価の支払留保又は減額が行われるのか、基準をご提示願います。	事業契約書(案)第80条及び別紙6に記載のとおりです。
430	事業契約書(案)(別添4)	別紙[6][モニタリングに基づく是正手続き、及びサービス対価の支払留保又は減額手続き等]		67	2サービス対価の支払留保又は減額の手続において、減額について「乙の意見を踏まえて、甲が決定する」となっておりますが、減額の度合いはどの程度でしょうか。ご提示願います。	本事業における乙の業務は多岐にわたっており、支払留保又は減額の額につき、事前に一定のルールに基づいて定型的に定めておくことは必ずしも合理的でないと考えられますので、事業契約書(案)別紙6に記載のとおり、支払留保又は減額の対象となる業務のサービス対価の期間の当該業務にかかるサービス対価を限度として、乙の意見を踏まえて、甲が決定するものとしします。
431	事業契約書(案)(別添4)	別紙[8][サービス対価の算定方法、支払方法等]		70	事業契約書(案)第85条・第86には、維持管理・運営期間中の維持管理・運営費用における固定費(サービス対価)は、市場動向調査結果に基づいた協議の結果、適正に見直しされることが明記されていますが、別紙[8]には「固定費は本契約に定める契約金額を限度として、毎事業年度の予算措置を行う前、毎事業年度に支払額を決定する。」とあります。サービス対価の総額が「本契約に定める契約金額」を超える場合は、別途追加契約等を行うのでしょうか？	ご質問の場合には、追加事業契約ではなく、事業契約変更を行うことを想定しております。
432	事業契約書(案)(別添4)	別紙[8][サービス対価の算定方法、支払方法等]		70	検体検査業務費、給食業務費、洗濯業務費に従量型が適用されますが、業務における固定的コストをご理解いただき、固定費と変動費に分けて精算いただきたくお願い申し上げます。	原則として、変動費で精算するものと考えておりますが、想定外の変化が起こった場合には、事業契約書(案)第86条第1項で対応するものと考えております。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
433	事業契約書(案)(別添4)	別紙[8][サービス対価の算定方法、支払方法等]		70	施設引渡し日から開院日までに発生する維持管理費・運営業務費については、開院後に一括払いいただくほうが金利負担等が不要で合理的であると思います。	開院日までに発生する統括マネジメント業務に含まれない維持管理・運営業務等に係る費用については、開院から5年間程度で平準化した金額を支払う事を想定しています。なお、追加資料1「入札金額等の算定条件について」を併せてご参照ください。
434	事業契約書(案)(別添4)	別紙[8][サービス対価の算定方法、支払方法等]		70	SPCの経常経費や保険料等は統括マネジメント業務に含まれると理解してよろしいでしょうか。	SPCの経常経費は統括マネジメント業務に含まれますが、保険料は保険契約者に応じて統括マネジメント業務に含めても、その他の業務に含めても構いません。ただし、SPC、協力法人を含めて付保する保険及び内容については、様式402「経営・財務の安定性、リスクへの対応」において明示してください。
435	事業契約書(案)(別添4)	別紙[8][サービス対価の算定方法、支払方法等]		70	統括マネジメント業務は、「様式集」の(様式105)においては1年間の平準化した金額の記載も求めています。それぞれの年に必要な金額を固定費として支払われるとの理解で間違いはないでしょうか。	ご理解のとおりです。
436	事業契約書(案)(別添4)	別紙[8][サービス対価の算定方法、支払方法等]		72	3業務毎のサービス対価の区分表の欄外3に「各年度末に見込数量と実際数量の差異の調整を行う」とありますが、食事の提供業務を行った場合、「調整」により甲又は乙からもう一方へサービス対価の支払若しくは返還の請求があるということでしょうか。	原則として、各年度の最終期の支払額で調整する予定です。
437	様式集(別添5)	提出書類一覧表及び記入・提出要領	1提出書類一覧表		提出書類一覧表の中で、様式番号、書式サイズ、枚数制限、提出部数など記載がないものがありますが、後日公表されるのでしょうか。	様式集P2「1. 提出書類一覧表」をご覧ください。
438	様式集(別添5)	提出書類一覧表及び記入・提出要領	1提出書類一覧表		提出書類の枚数制限を超えて書類が提出された場合、失格となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
439	様式集(別添5)	提出書類一覧表及び記入・提出要領	2記入・提出要領(3)入札書類の記入・提出にあたっての留意事項	7	「各様式については、ホームページで公表する各ファイルを用いて作成するものとする」とありますが、作成の容易さや紙面の見易さに配慮し、必要事項を記載した上で枠線を外すなど、様式を加工することは認めていただけますでしょうか。	様式集P7「2. 記入・提出要領」および各様式に記載してある必要事項の記載を遵守していただければ、枠線を外す程度の様式の変更をしていただいても構いません。ただし、様式番号、タイトル、提案受付番号は、所定の位置に記載してください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
440	様式集 (別添 5)	提出書類 一覧表及び 記入・提出 要領	2記入・提出 要領 (3)入 札書類 の記入・提出 にあたって の留意事項	8	「各ファイル(Word形式、Excel形式)を用いて作成するものとする」とありますが、Word版のファイルについてはPDF形式の提出のみを求められておりますので、各様式は公表データの体裁に準じて作成は他ソフト(Illustrator等)を使用してその作成し、そのPDFファイルを提出することによるしいでしょうか。	Excel形式での提出を求めているものを除き、認めることとします。
441	様式集 (別添 5)	提出書類 一覧表及び 記入・提出 要領	2記入・提出 要領 (3)入 札書類 の記入・提出 にあたって の留意事項	8	事業計画書、施設整備計画書、運營業務計画書は正本1部、副本24部の提出となっておりますが、各々の体裁についてのご指定(袋とじ製本、バインダー綴じ等)はあるのでしょうか。	様式集P7「2. 記入・提出要領」に記載してある事項以外については、特に指定いたしません。ただし、施設整備計画書については、様式集P7「2 (3)入札書類の記入・提出にあたっての留意事項」に指定がありますので、ご注意ください。
442	様式集 (別添 5)	資格審査書類 様式集	様式7		本事業における役割を記入するようになっておりますが、施設メンテナンス・警備・清掃業務を行う法人は、「その他」につけ、内容としては施設メンテナンス・警備・清掃業務と記入すればよろしいのでしょうか。	様式への記載方法についてはご理解のとおりです。ただし、入札説明書P7「第2 3(1)ア応募者の定義」に記載のとおり、応募者は、統括マネジメント業務を行うために必要な人材を提供することが必要であるため、PM業務からOSM業務までのいずれかを必ず担うものと考えており、当様式記入欄の「その他」のみに が付されることはないものと考えております。
443	様式集 (別添 5)	資格審査書類 様式集	様式10	20	資本関係・人的関係調書には、親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定)及び子会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定)の記載が求められておりますが、応募者の会社概要や決算書類(連結決算書類を含む)等を添付することで代用していただけますでしょうか。	様式10「資本関係・人的関係調書」でのご提出をお願いいたします。
444	様式集 (別添 5)	入札書類 様式集	様式 104		開院前準備期間は、事業者が提案するのでしょうか。あるいは、市のほうで想定されている場合は、その期間をご教示ください。	事業者からご提案いただくものです。
445	様式集 (別添 5)	入札書類 様式集	様式 237	87	模型の縮尺が、様式237は1/600、事業契約書(案)別紙[3]は1/300と記載が異なります。どちらが正かご指示ください。	様式237「模型」に記載してある縮尺(1/600)は、提案段階でご提出いただく模型に関するものであり、事業契約書(案)別紙3に記載してある縮尺(1/300)は、設計業務及び建設業務の成果物として、事業契約締結後に各業務の進捗に応じてご提出いただく模型に関するものであるため、どちらも正しいものです。
446	様式集 (別添 5)	入札書類 様式集	様式 301		施設メンテナンスの費用に、準備期間中の業務にかかる費用も含めると理解してよろしいでしょうか。	統括マネジメント業務に含まれない、開院日までが必要となる維持管理・運營業務に係る費用については、各業務計画書の様式別紙に記載してください。

番号	資料名	項目	細項目	P	内容	回答
447	様式集 (別添 5)	入札書 類様式 集	様式 301		諸経費1には月ごとに支出が発生する費用と なっておりますが、複数月毎(2ヶ月毎等)の場 合は、諸経費1ではなく、諸経費2に含むと理解 してよろしいでしょうか。	必要な費用が適切に計上されていれば、諸経費 1もしくは2のどちらに記載していただいても構い ません。
448	様式集 (別添 5)	入札書 類様式 集	様式 302		警備業務の費用に、準備期間中の業務にかか る費用も含めると理解してよろしいでしょうか。	No.446の質問及び回答をご参照ください。
449	様式集 (別添 5)	入札書 類様式 集	様式 303		清掃業務の費用に、準備期間中の業務にかか る費用も含めると理解してよろしいでしょうか。	No.446の質問及び回答をご参照ください。